



第15回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2016年6月21日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

場所

東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目1番1号 ロイヤルパークホテル3階 ロイヤルホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

議案

第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役13名選任の件

STEP UP TO THE NEXT

株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。 ここに、第15回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。 株主総会の議案及び2015年度の事業の概要につきご説明申し上 げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

2016年5月

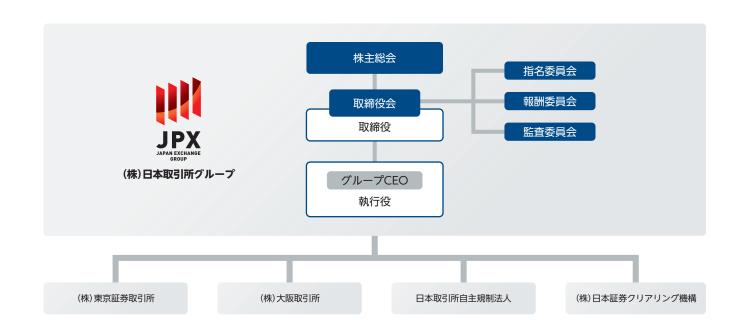
取締役 兼 代表執行役グループCEO











企業理念

私達は、公共性及び信頼性の確保、利便性、効率性及び透明性の高い市場基盤の構築並びに創造的かつ魅力的なサービスの提供により、市場の持続的な発展を図り、豊かな社会の実現に貢献します。私達は、これらを通じて、投資者を始めとする市場利用者の支持及び信頼の増大が図られ、その結果として、利益がもたらされるものと考えます。

将来ビジョン

Your Exchange of Choice

創造性豊かで、公共性・信頼性のある質の高いサービスを提供する アジア地域で最も選ばれる取引所



目 次

監査報告書

第15回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使のご案内	5
株主総会参考書類	7
第1号議案 定款一部変更の件	7
第2号議案 取締役13名選任の件	8
【提供書面】	
【 挺 供 音 咀 】	
事業報告	19
企業集団の現況に関する事項	19
株式に関する事項	33
新株予約権等に関する事項	33
会社役員に関する事項	34
会計監査人に関する事項	41
業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項	42
剰余金の配当等の決定に関する方針	48
会社の支配に関する基本方針	48
計算書類	49
連結計算書類	49
計算書類	59

65

証券コード:86972016年5月30日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社 日本取引所グループ

取締役兼代表執行役グループCEO 清田 瞭

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示してご返送になるか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし、電磁的方法により行使することができますので、いずれかの方法により、2016年6月20日(月曜日)午後4時45分までに到着するよう、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。 敬 具

■議決権行使に関するお願い

1. 書面(郵送)により議決権を行使いただく場合

5頁に記載の「議決権行使書による議決権行使」をご覧のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するよう、ご送付ください。

2. 電磁的方法(インターネット等)にて議決権を行使いただく場合

5頁及び6頁に記載の「インターネット等による議決権行使」をご覧のうえ、当社の指定する議決権行使サイト (http://www.evote.jp/) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

記

1. 日 時 2016年6月21日 (火曜日) 午前10時
 2. 場 所 東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目1番1号 ロイヤルパークホテル 3 階 ロイヤルホール (末尾の 「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

- 1 第15期 (2015年4月1日から2016年3月31日まで) 事業報告及び連結計 算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結 果報告の件
- 2 第15期 (2015年4月1日から2016年3月31日まで) 計算書類の内容報告 の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役13名選仟の件

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主様ではない代理人あるいは同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (アドレス http://www.jpx.co.jp/corporate/investor-relations/)に掲載させていただきます。
- 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネットにより複数回、又はパソコン向けサイトと携帯電話向けサイトで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以上

議決権行使のご案内

株主総会参考書類(7頁~18頁)をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。 議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。







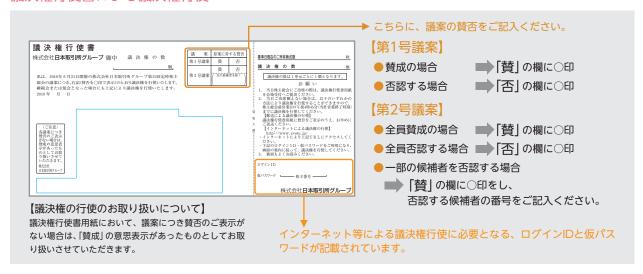
同封の議決権行使書用紙に議案に対する 賛否をご表示のうえ、2016年6月20日 (月曜日) 午後4時45分までに到着する ようご返送ください。 詳しくは、下記をご覧ください。

インターネット等による



当社の指定する議決権行使サイト (http://www.evote.jp/) にアクセス していただき、2016年6月20日 (月曜日) 午後4時45分までにご行使ください。 詳しくは、次頁をご覧ください。

議決権行使書による議決権行使



•••••>インターネット等による議決権行使

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。 当日ご出席の場合は、書面(議決権行使書)またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1 議決権行使サイトについて

- (1) インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)から、当社の指定する議決権行使サイト(http://www.evote.jp/)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、 Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信(SSL 通信)及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対 応しておりません。
- (4) インターネット等による議決権行使は、2016年6月20日(月曜日)の午後4時45分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

システム等に関する 三菱UFJ信託銀行㈱ お問い合わせ 証券代行部 (ヘルプデスク)

2 インターネット等による 議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (http://www.evote.jp/) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス ("なりすまし") や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3 議決権行使サイトへのアクセスに際して 発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

© 0120-173-027

(受付時間▶9:00~21:00/通話料無料)

機関投資家の皆様は、㈱ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

- 1. 変更の理由
 - (1) 執行役CEOを兼務する取締役を欠く場合においても、株主総会の招集及び議長について、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の執行役を兼務する取締役が行うことを可能とするため、現行定款第14条第2項を変更するものであります。
 - (2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、新たに業務執行取締役等でない取締役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、その取締役についても、期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款第28条第2項を変更するものであります。なお、当該変更に関しましては、各監査委員の同意を得ております。
 - (3) 執行役の任期を事業年度と合わせ、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとするため、現行定款第35条第1項を変更するものであります。
- 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

案

現 行 定 (株主総会の招集権者及び議長)

第14条 (条文省略)

2 執行役CEOを兼務する取締役に事故があるとき は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他 の執行役を兼務する取締役が株主総会を招集し、議長と なる。

款

(取締役の責任免除等)

第28条 (条文省略)

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外 取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任 を限定する契約を締結することができる。ただし、当該 契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する 額とする。

(任期)

第35条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

2 (条文省略)

(新設)

(株主総会の招集権者及び議長)

第14条 (現行どおり)

2 執行役CEOを兼務する取締役を欠くとき又は当該 取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじ め定めた順序により、他の執行役を兼務する取締役が株 主総会を招集し、議長となる。

(取締役の責任免除等)

第28条 (現行どおり)

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(任期)

第35条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する<u>事</u> 業年度の末日までとする。

2 (現行どおり)

付 則

この改正規定は、平成28年6月21日から施行する。ただし、改正後の第35条第1項の規定は同日開催の定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時から施行する。

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役全員(12名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役佐藤茂雄氏は、2015年11月20日に逝去されました。つきましては、指名委員会の決定に基づき取締役13名の選任をお願いするものであります。 取締役候補者は次のとおりであります。

	_		W41 - 5 1 = 0 14			朝	門性		ダイバ-	ーシティ
候補者番号	氏	名	当社における地位		企業 経営	会計	法律	研究者 政府機関	女性	外国人
取締役										
1	っ だ 津 田	ひるき 廣喜	取締役 (取締役会議長)	再 任 社外取締役候補者	_	-	-	_	-	-
2	きょた	_{あきら}	取締役兼 代表執行役 グループCEO	再任	_	_	_	_	_	_
3	a や は ら 宮 原	_{こういちろう} 幸一郎	取締役兼執行役	再任	-	-	-	_	-	_
4	山 道	裕己	取締役兼執行役	再 任	_	-	_	_	_	_
5	クリスティーナ	・アメージャン	取締役	再 任 <u>独立役員</u> 社外取締役候補者				*	*	*
6	お ぎ た 灰 田	ひとし 伍	_	新 任 <u>独立役員</u> 社外取締役候補者	*					
7	く ぼ り 久保利	ひ で あ き 英 明	取締役	再任 独立役員 社外取締役候補者			*			
8	こ ゥ だ 幸 田	真音	_	新 任 <u>独立役員</u> 社外取締役候補者				*	*	
9	こばゃし 小 林	えいぞう 栄 三	_	新 任 <u>独立役員</u> 社外取締役候補者	*					
10	広瀬	まさゆき 雅行	取締役	再 任	_	_	_	_	_	_
11	本 田	かっひこ 勝 彦	取締役	再 任 <u>独立役員</u> 社外取締役候補者	*					
12	** *	さみたか 高	_	新 任 <u>独立役員</u> 社外取締役候補者		*				
13	* ^t 出	つまし 壯	取締役	再 任 <u>独立役員</u> 社外取締役候補者				*		

1



っだ ひるき津田 廣喜

(1948年8月11日生) 当社株式所有数 **-** 株

再任

社外取締役候補者

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年 4月 大蔵省 (現財務省) 入省

2002年 8月 財務省東京税関長

2003年 1月 同省大臣官房総括審議官

 2004年
 7月
 同省大臣官房長

 2006年
 7月
 同省主計局長

2006年 7月 阿自土計局長 2007年 7月 財務事務次官

2008年 9月 早稲田大学公共経営大学院教授 2015年 6月 当社社外取締役 取締役会議長(現任)

(担当) 取締役会議長

社外取締役候補者とした理由

津田廣喜氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の金融行政に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

2



清田 瞭

(1945年5月6日生)

当社株式所有数 9,600株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1969年 4月 大和証券㈱ (現㈱大和証券グループ本社) 入社

1994年 6月 同社取締役東部本部長

1996年 5月 同社取締役債券・資金本部長

1997年 6月 同社常務取締役債券・資金本部長

1997年 10月 同社代表取締役副社長

1999年 4月 大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ㈱(現大和証券㈱)代表取締役社長

2004年 6月 ㈱大和証券グループ本社取締役副会長兼執行役

㈱大和総研理事長

2008年 6月 ㈱大和証券グループ本社取締役会長兼執行役

2011年 4月 同社取締役名誉会長

2011年 6月 同社名誉会長

2013年 6月 当社取締役 (現任)

㈱東京証券取引所代表取締役社長

2015年 6月 当社代表執行役グループCEO (現任)

㈱東京証券取引所取締役(現任)

(担当) グループCEO(最高経営責任者)、指名委員(委員長)、報酬委員

(重要な兼職の状況) ㈱東京証券取引所取締役

取締役候補者とした理由

清田瞭氏は、同氏の証券会社での業務を通じた証券市場に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、2013年に取締役に選任いたしました。その後、コーポレートガバナンス・コードの施行を推進する等2年間にわたり現物市場を牽引した経験及び実績とCEOに求められる人材像に照らして最適な人材として、2015年6月からは取締役兼代表執行役グループCEOとして当社経営を担っております。これらの当社グループにおける経験を踏まえ、当社取締役会の構成員とすることが適切と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

3



みやはら こういちろう

(1957年3月10日生)

当社株式所有数 **13,800**株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

 1979年
 4月
 電源開発㈱入社

 1988年
 4月
 東京証券取引所入所

 2002年
 6月
 ㈱東京証券取引所総務部長

2004年 6月 同社情報サービス部長 2005年 6月 ㈱ICJ代表取締役社長 2005年 12月 ㈱東京証券取引所執行役員

2007年 10月 東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)常任理事

2009年 6月 ㈱東京証券取引所グループ常務執行役

2013年 1月 当社常務執行役

㈱東京証券取引所常務執行役員

2014年 6月 当社専務執行役 2015年 6月 当社取締役 (現任)

㈱東京証券取引所代表取締役社長 (現任)

2015年 11月 当社執行役 (現任)

(重要な兼職の状況) ㈱東京証券取引所代表取締役社長

取締役候補者とした理由

宮原幸一郎氏は、㈱東京証券取引所グループ常務執行役として㈱大阪証券取引所との経営統合を推進する等の 実績や、同氏の取引所業務全般にわたっての豊富な知識や経験を当社の経営に反映することができるため、2015 年6月に取締役に選任しました。また、㈱東京証券取引所代表取締役社長として当社の主要子会社の経営を担っ ており、これらの当社グループにおける経験を踏まえ、当社取締役会の構成員とすることが適切と判断し、取締 役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

4



山道 裕己 (1955年3月8日生)

当社株式所有数 **7,000**株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月 野村證券(株) (現野村ホールディングス(株)) 入社

1997年 6月 同社人事部長

1998年 6月 同社取締役インベストメント・バンキング・プロダクト本部担当 2000年 6月 同社常務取締役グローバルインベストメントバンキング本部担当 2002年 4月 ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC (ロンドン) 社長

ノムフ・ヨーロッハ・ホールティングスPLC(ロフトン) 任長 ノムラ・ホールディング・アメリカInc.(ニューヨーク)会長

2007年 4月 野村證券㈱専務執行役インベストメント・バンキング部門兼企業金融本部担当

2013年 6月 当社取締役 (現任)

(株)大阪証券取引所(現株)大阪取引所)代表取締役社長(現任)

2015年 11月 当社執行役(現任)

(重要な兼職の状況) ㈱大阪取引所代表取締役社長

取締役候補者とした理由

山道裕己氏は、同氏の証券会社での業務を通じた証券市場に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、2013年に当社取締役に選任しました。その後、㈱大阪証券取引所(現㈱大阪取引所)代表取締役社長として、JPX日経インデックス400先物等の新商品の上場や機関投資家・海外投資家の開拓等3年間にわたりデリバティブ市場を牽引しました。これらの当社グループにおける経験を踏まえ、当社取締役会の構成員とすることが適切と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。



クリスティーナ・ アメージャン

(1959年3月5日生) 当社株式所有数 - 株

再 任 】 独立役員

社外取締役候補者

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 1月 コロンビア大学ビジネススクール助教授 2001年 10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授 2004年 1月 同大学大学院国際企業戦略研究科教授

2010年 4月 同大学大学院国際企業戦略研究科研究科長 2012年 4月 同大学大学院商学研究科教授(現任)

2014年 6月 当社社外取締役 (現任)

(担当) 監查委員

(重要な兼職の状況) 一橋大学大学院商学研究科教授、三菱重工業㈱社外取締役

社外取締役候補者とした理由

クリスティーナ・アメージャン氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の 学識経験者としての専門的見地から企業戦略に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外 取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の 方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行でき ると判断いたしました。

候補者番号



荻田 伍

(1942年1月1日牛) 当社株式所有数 3,000株

新 任 独立役員

社外取締役候補者

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1965年 4月 朝日麦酒㈱(後にアサヒビール㈱に商号変更、現アサヒグループホールディングス㈱)入

1997年 3月 アサヒビール㈱(現アサヒグループホールディングス㈱)取締役福岡支社長

2000年 3月 同社常務執行役員九州地区本部長 2002年 3月 同社専務執行役員関信越地区本部長

2002年 9月 アサヒ飲料㈱執行役員副社長

2003年 3月 同社代表取締役社長

2006年 3月 アサヒビール㈱(現アサヒグループホールディングス㈱)代表取締役社長

3月 同社代表取締役会長 2010年

2010年 6月 ㈱帝国ホテル社外取締役 (現任)

6月 日本電気㈱計外取締役 (現任) 2012年

2014年 3月 アサヒグループホールディングス㈱相談役(現任)

(重要な兼職の状況) アサヒグループホールディングス(㈱相談役、(㈱帝国ホテル社外取締役) 日本電気㈱計外取締役

社外取締役候補者とした理由

荻田伍氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の企業経営に関する豊富な 経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものでありま す。



久保利 英明 (1944年8月29日生)

当社株式所有数 - 株

再 任 独立役員

社外取締役候補者

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年 4月 弁護士登録(現任)・森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)入所

1998年 4月 日比谷パーク法律事務所代表 (現任)

2001年 4月 第二東京弁護十会会長・日本弁護十連合会副会長

2011年 6月 ㈱東京証券取引所グループ社外取締役

東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)外部理事(現任)

2013年 1月 当社社外取締役 (現任)

2015年 4月 桐蔭法科大学院教授(現任)

(担当) 指名委員

(重要な兼職の状況) 日本取引所自主規制法人外部理事、弁護士、日比谷パーク法律事務所代表、 ソースネクスト㈱社外取締役、桐蔭法科大学院教授、農林中央金庫経営管理委員

社外取締役候補者とした理由

久保利英明氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の法律家としての専門 的見地から企業法務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお 願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与し たことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号



幸田 真音 (1951年4月25日生) 当社株式所有数 - 株

新 任 】 独立役員

社外取締役候補者

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 9月 作家として独立、現在に至る 2003年 1月 財務省財政制度等審議会委員 2004年 4月 滋賀大学経済学部客員教授 2005年 3月 国土交通省交通政策審議会委員 2006年 11月 政府税制調査会委員

2010年 6月 日本放送協会経営委員会委員

2012年 6月 日本たばこ産業㈱社外取締役(現任)

2013年 6月 ㈱ L I X I L グループ社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況) 作家、日本たばこ産業㈱社外取締役、㈱LIXILグループ社外取締役

社外取締役候補者とした理由

幸田真音氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の作家活動における創作 力や洞察力、金融に関する高い見識、大学教授や政府の審議会委員を歴任された経験を当社の経営に反映するこ とができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。



小林 栄三

(1949年1月7日生) 当社株式所有数 - 株

新 任 独立役員

社外取締役候補者

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年 4月 伊藤忠商事㈱入社

2000年 6月 同社執行役員

2002年 4月 同社常務執行役員

2003年 6月 同社代表取締役常務取締役 4月 同社代表取締役専務取締役 2004年

2004年 6月 同社代表取締役社長

2010年 4月 同社代表取締役会長

2010年 7月 朝日生命保険相互会社社外監査役 (現任)

2011年 6月 伊藤忠商事㈱取締役会長(現任)

2013年 6月 オムロン㈱社外取締役(現任)

2015年 6月 日本銀行参与(現任)

日本航空(株)社外取締役 (現任)

2016年 6月 伊藤忠商事㈱会長(2016年6月24日付取締役退任予定)

(重要な兼職の状況) 伊藤忠商事㈱会長、公益財団法人伊藤忠記念財団理事長、

一般社団法人日本貿易会会長、朝日生命保険相互会社社外監査役、

オムロン㈱社外取締役、日本銀行参与、日本航空㈱社外取締役、

日本ベンチャーキャピタル㈱社外取締役

社外取締役候補者とした理由

小林栄三氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の企業経営に関する豊富 な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであり ます。

候補者番号



広瀬 雅行

(1956年7月8日生) 当社株式所有数 - 株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 東京証券取引所入所

2003年 6月 ㈱東京証券取引所考査部長

2004年 6月 同社情報システム部長

2006年 4月 同社 | 丁企画部長

2006年 6月 同社 | T企画部長兼開発運用部売買システム部長

2007年 8月 ㈱東京証券取引所グループ | T企画部長

(株)東京証券取引所 | T開発部売買システム部長

2009年 1月 ㈱東京証券取引所 | T開発部 T d e x +システム部長兼 | T管理室長

2009年 6月 ㈱東京証券取引所グループ取締役

(株)東京証券取引所監査役(現任)

2013年 1月 当社取締役 (現任)

(担当) 監査委員(常勤)

(重要な兼職の状況) ㈱東京証券取引所監査役、公益社団法人日本監査役協会会長

取締役候補者とした理由

広瀬雅行氏は、1979年4月に東京証券取引所に入所し、その後同社及び当社グループでは、システム及び考 査等に関する業務を担当しました。同氏の取引所業務全般にわたっての豊富な知識や経験を当社の業務執行の 監督等に活かすことができるため、取締役としての選任をお願いするものであります。



ほん だかつひこ

本田 勝彦

(1942年3月12日生) 当社株式所有数 - 株

再 任 独立役員

社外取締役候補者

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1965年 4月 日本専売公社(現日本たばこ産業(株))入社

1992年 6月 同社取締役人事部長

1994年 6月 同社常務取締役人事労働グループリーダー

1995年 6月 同社常務取締役たばこ事業本部長 1996年 6月 同社専務取締役たばこ事業本部長

1998年 6月 同社代表取締役副社長 2000年 6月 同社代表取締役社長 2006年 6月 同社取締役相談役

2009年 6月 ㈱東京証券取引所グループ社外取締役

㈱東京証券取引所社外取締役

日本たばこ産業㈱相談役 2012年 6月 日本たばこ産業㈱顧問(現任)

2013年 1月 当社社外取締役 (現任)

(担当) 指名委員

(重要な兼職の状況) 日本たばこ産業(㈱顧問、日本放送協会経営委員会委員

社外取締役候補者とした理由

本田勝彦氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の企業経営に対する豊富 な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであり ます。

候補者番号



もり きみたか 森 公高

(1957年6月30日生) 当社株式所有数 - 株

新 任 】 独立役員

社外取締役候補者

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 新和監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 入社

2000年 6月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員 2004年 6月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)金融本部長

2006年 6月 同法人本部理事

2011年 7月 有限責任あずさ監査法人KPMGファイナンシャルサービス・ジャパン チェアマン

2013年 6月 有限責任あずさ監査法人 退社 2013年 7月 森公認会計士事務所設立

社外取締役候補者とした理由

森公高氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の会計専門家としての立場 から企業会計に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いす るものであります。なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役と しての職務を適切に遂行できると判断いたしました。



米田 壯 (1952年4月7日生)

当社株式所有数 - 株

再 任 独立役員 社外取締役候補者

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月 警察庁入庁

1997年 7月 和歌山県警察本部長

2001年 9月 警視庁刑事部長2003年 8月 京都府警察本部長

2005年 5月 警察庁刑事局組織犯罪対策部長

2007年 9月 警察庁刑事局長

2009年 6月 警察庁長官官房長

2011年 10月 警察庁次長

2013年 1月 警察庁長官

2015年 1月 退官

2015年 6月 当社社外取締役 (現任)

(担当) 監査委員

社外取締役候補者とした理由

米田壯氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の警察機関における豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 荻田伍氏はアサヒグループホールディングス(株相談役であり、当社グループと同社グループとの間には年間上場料等の取引関係(5百万円)が、小林栄三氏は伊藤忠商事㈱の取締役会長であり、当社グループと同社グループとの間には年間上場料等の取引関係(18百万円)が、また、本田勝彦氏は日本たばこ産業㈱の顧問であり、当社グループと同社グループとの間には年間上場料等の取引関係(8百万円)があります。2015年度における当社グループと各社グループとの間の取引額の割合は、当社グループ及び各社グループの連結売上高の1%未満であり、各氏の独立性に問題はないと判断しております。また、その他各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 森公高氏の選任が承認された場合、同氏は2016年7月26日をもって就任する予定であります。
 - 3. 津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、荻田伍氏、久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、本田勝彦氏、 森公高氏及び米田壯氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、久保利英明氏、本田勝彦氏及び米田壯氏は、㈱東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。このうち、クリスティーナ・アメージャン氏、久保利英明氏、本田勝彦氏及び米田壯氏は、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。また、荻田伍氏、幸田真音氏、小林栄三氏及び森公高氏は、㈱東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 - 5. 社外取締役候補者である本田勝彦氏は、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおり、過去に当社 子会社の㈱東京証券取引所の役員でありました。また、社外取締役候補者である久保利英明氏は、「略歴、地位、 担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおり、現在当社子会社の日本取引所自主規制法人の外部理事であります。

6. 社外取締役候補者が他社在任中に行われた法令・定款違反、不当な業務執行について

久保利英明氏につきましては、野村證券㈱の社外取締役在任中に、同社において、公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及びそのような状況のなか有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為が認められ、同社は、2012年8月3日、金融庁から金融商品取引法第51条に基づく業務改善命令を受けました。なお、同氏は既に同社を退任しておりますが、社外取締役であった同氏は、同社の取締役会等において法令遵守の徹底を求めるなど、その職責を果たしました。

7. 非業務執行取締役との責任限定契約の締結

当社は、現行定款において、社外取締役との間で、当社に対する損害賠償責任限度額を法令の定める最低限度額とする責任限定契約を締結することができる規定を設けており、社外取締役である津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、久保利英明氏、本田勝彦氏及び米田壯氏との間で責任限定契約を締結しております。当社は、津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、久保利英明氏、本田勝彦氏及び米田壯氏の再任が承認された場合、各氏との間で責任限定契約を継続し、また、荻田伍氏、幸田真音氏、小林栄三氏及び森公高氏が社外取締役に選任された場合、各氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。また、本定時株主総会第1号議案が可決された場合、取締役(会社法第427条第1項の業務執行取締役等であるものを除きます。以下、「非業務執行取締役」といいます。)との間で、責任限定契約を締結できる旨定める予定であり、広瀬雅行氏の再任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・非業務執行取締役の任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重 大な過失がないときに限るものとする。
- 8. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数

社外取締役候補者のうち、現在当社の社外取締役である者が社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって、津田廣喜氏については1年、クリスティーナ・アメージャン氏については2年、久保利英明氏については3年6か月、本田勝彦氏については3年6か月及び米田壯氏については1年となります。

9. 委員会の構成及び委員長

本議案が承認された場合、委員会の構成及び委員長については以下を予定しています。なお、森公高氏の監査委員への就任日は、同氏の取締役就任予定日である2016年7月26日を予定しています。

指名委員会:清田瞭(委員長)、宮原幸一郎、荻田伍、久保利英明、本田勝彦

報酬委員会:本田勝彦(委員長)、清田瞭、宮原幸一郎、クリスティーナ・アメージャン、小林栄三

監査委員会:米田壯(委員長)、クリスティーナ・アメージャン、幸田真音、広瀬雅行、森公高

(ご参考) 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、社外取締役について、当社において合理的に可能な範囲で確認した結果、以下の第1項から第14項まで に掲げる事項のいずれにも該当すると認められる場合に、独立性を有しているものと判断します。

- 1. 最近10年間において、当社グループの業務執行取締役等又は従業員ではないこと。
- 2. 最近5年間において、当社の現在の主要株主グループ又は当社が現在主要株主である会社の業務執行役員又は従業員ではないこと。
- 3. 当社グループの主要な取引先の業務執行役員又は従業員ではないこと。
- 4. 直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて当社グループの主要な取引先の業務執行役員又は従業員ではないこと。
- 5. 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行役員又は従業員ではないこと。
- 6. 当社グループから取締役を受け入れている企業グループの役員ではないこと。
- 7. 最近3年間において、当社グループの大口債権者等グループの業務執行役員又は従業員ではないこと。
- 8. 当社グループの会計監査人の社員、パートナー又は従業員ではないこと。
- 9. 最近3年間において、当社グループの現在の会計監査人の社員、パートナー又は従業員であって、当社グループの監査業務を実際に担当していた者ではないこと(ただし、補助的関与は除く。)。
- 10.弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社グループから、 一定額を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者ではないこと。
- 11.法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファームの社員、パートナー、アソシエイト又は従業員ではないこと。
- 12.以下に掲げる者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族ではないこと。
 - (1) 最近5年間における当社グループの業務執行役員又は従業員。
 - (2) 最近5年間における当社の現在の主要株主又は当社が現在主要株主である会社の役員。
 - (3) 当社グループの主要な取引先の業務執行役員又は従業員。
 - (4) 最近3年間のいずれかの事業年度における当社グループの主要な取引先の業務執行役員又は従業員。
 - (5) 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行役員又は従業員。
 - (6) 最近3年間における当社グループの大口債権者等グループの業務執行役員又は従業員。
 - (7) 当社グループの会計監査人の社員、パートナー又はその他の公認会計士。
 - (8) 当社グループの会計監査人の従業員であって、当社グループの監査業務を現在実際に担当している者(ただし、補助的関与は除く。)。
 - (9) 最近3年間において、当社グループの現在の会計監査人の社員、パートナー又は従業員であって、当該期間において、当社グループの監査業務を実際に担当していた者(ただし、補助的関与は除く。)。
 - (10)弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから、一定額を超える 金銭その他の財産上の利益を得ている者。
 - (11)法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファームの社員、パートナー又はアソシエイト。
- 13.当社において、当社の一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのないこと。

- 14.当社の社外取締役として、通算の在任期間が10年を超えないこと又は通算の在任期間が10年を超えない者であっても当社における勤務の状況から実質的な独立性に疑義が生じていないこと。
- 15.上記第2項から第12項までのいずれかに該当しない者であっても、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立取締役とすることができる。
- (注) 1. 「当社グループ」とは、株式会社日本取引所グループ、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引 所、日本取引所自主規制法人、株式会社日本証券クリアリング機構及び株式会社東証システムサービ スをいいます。
 - 2. 「業務執行取締役等」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、理事長及び常任理事をいいます。
 - 3. 「主要株主」とは、議決権の所有割合が10%以上の株主をいいます。
 - 4. [3.] 及び [12.(3)] における [主要な取引先] とは、当社グループを主要な取引先としていた者 (その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けた者) 及び当社グループの主要な取引先であった者 (当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者) 又はその親会社若しくは重要な子会社をいいます。
 - 5. [4.] 及び「12.(4)」における「主要な取引先」とは、当社グループを主要な取引先とする者(その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けていた者)及び当社グループの主要な取引先である者(当社に対して、当社の対象事業年度の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っていた者)又はその親会社若しくは重要な子会社をいいます。
 - 6. 「5.」及び「12.(5)」における「一定額」とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額をいいます。
 - 7. 「大口債権者等」とは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者をいいます。
 - 8. 「10.」及び「12.(10)」における「一定額」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の額(役員報酬を除く)をいいます。
 - 9. 「主要な取引先とするファーム」とは、過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたファームをいいます。

以上

事業報告 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

- 1. 当連結会計年度の事業の状況
- (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本の株式市況は、企業収益や雇用環境の改善など、我が国経済の緩やかな回復基調を受けて、 2015年8月にはTOPIXが1.691.29ポイント(2015年3月末比+148.18ポイント)となるなど、期初はおおむね堅調に推 移したものの、その後は、中国経済の成長鈍化や資源価格の下落による新興国経済の停滞などから、グローバルに投資家の リスクオフの傾向が鮮明となり、円高が輸出産業を中心に企業業績を圧迫するとの見方が浮上したこともあって、不安定な 市場環境となりました。その結果、2016年3月末時点におけるTOPIXは1.347.20ポイント(2015年3月末比-195.91ポ イント)となりました。

このような状況のもと、当社グループ(本事業報告において、当社及びその子会社からなる企業集団を指しております。) では、第一次中期経営計画(2013年度~2015年度)の最終年度として、重点戦略である「新しい日本株市場の創造」、 「デリバティブ市場の拡大」、「取引所ビジネス領域の拡大」、「アジア戦略」及び「統合効果の早期実現」の達成に精力 的に取り組みました。

当社グループの当連結会計年度の連結業績は、営業収益は1,147億76百万円(前連結会計年度比8.1%増)、営業費用は 509億25百万円(同3.7%減)、営業利益は662億71百万円(同23.8%増)となり、税引前利益は677億74百万円(同 23.5%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は448億77百万円(同30.4%増)となりました。

①取引関連収益

52,471 **57**円

当連結会計年度の当社グループの現物市場における1日平均売買代金は3兆4,126億円(注)、デリバティブ市場の取引高合計は、3億8,600万単位となり、それぞれ過去最高を記録しました。

(注) 東証市場第一部、第二部、マザーズ、JASDAQ及びTOKYO PRO Marketにおける立会内、立会外の株券売買代金並びにETF/ETN及びREITの立会内、立会外の売買代金の合計を記載しております。

この結果、当連結会計年度の取引関連収益は、基本料が10億61百万円(前連結会計年度比0.6%減)、現物取引料が307億83百万円(同7.2%増)、デリバティブ取引料が125億10百万円(同8.6%増)、その他アクセス料・売買システム施設使用料等が81億15百万円(同9.5%増)となり、合計で524億71百万円(同7.7%増)となりました。

こうした中、当連結会計年度において、当社グループは、以下のとおり、「新しい日本株市場の創造」の観点から、コーポレートガバナンス・コードの定着や売買システムのリニューアル、ETF・REIT市場の拡大に努めたほか、「デリバティブ市場の拡大」に向けた新商品の上場などに取り組みました。

(i) コーポレートガバナンス・コードの定着等

上場会社の実効的なコーポレートガバナンスの実現に向けて、㈱東京証券取引所では、「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」が取りまとめた「コーポレートガバナンス・コード原案」(2015年3月公表)を受けて、「コーポレートガバナンス・コード」を㈱東京証券取引所の有価証券上場規程の別添として定めるとともに、関連する上場制度の整備を行いました(2015年6月適用)。

さらに、㈱東京証券取引所と金融庁はコーポレートガバナンス・コードの普及定着状況をフォローアップするとともに、 上場会社全体のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論・提言することを目的として、「スチュワードシップコード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を設置し、2015年10月及び2016年2月に意見書を公表いたしました。

こうした取組の結果、2015年12月末までに2,485社がコーポレートガバナンス・コードに対応する報告書を提出し、独立社外取締役2名以上を選任する会社(市場第一部)は52,9%に上りました。

(ii) arrowheadのリニューアル

(㈱東京証券取引所は、2015年9月に現物商品の売買システムであるarrowheadをリニューアルし、「信頼性の向上」、「利便性の向上」及び「システム処理能力の向上」を実現しました。

「信頼性の向上」の面では、電子取引の拡大・売買の高速化に対応したリスク管理機能等を実装し、市場の信頼性を向上させました。また、「利便性の向上」の面では、呼値の単位の適正化フェーズⅢ等の売買制度の見直しに伴うシステム対応や相場情報の配信にかかるサービスを拡充することで、マーケットの更なる利便性向上を図りました。さらに「システム処理能力の向上」については、注文応答時間や情報配信時間をリニューアル前の約半分としたほか、注文件数等の増加に対応した柔軟なキャパシティ拡張を可能とするなどの対応を行い、より安定的なサービス提供を可能としました。

(iii) ETF・REIT市場の拡大

(㈱東京証券取引所は、ETF市場の拡大に向けた取組として、JPX日経インデックス400を原指数とするレバレッジ型・インバース型ETFなど、商品ラインナップの更なる強化に努め、当連結会計年度は新たに21銘柄のETFの上場を実現いたしました。

投資の促進に向けては、全国の機関投資家とのETF等に関する意見交換を定期的に行い、より多くの運用担当者にETF の会計処理や流動性の特性を認識してもらえるように活動を行ったほか、全国各地でプロモーションに係るイベントの開催や、証券会社やファイナンシャルプランナー向け勉強会の開催、各種媒体を利用した投資情報の充実を図る等の取組を進めました。

こうした取組の結果、ETF(ETN含む)の1日平均売買代金は過去最高の2,868億円となりました。

REIT市場の拡大に向けた取組としては、上場検討発行体・幹事取引参加者へのサポート活動や、ヘルスケアREIT普及イベント等を通じ、上場銘柄の増加・多様化に注力し、ヘルスケアREITを含む5銘柄の上場を新たに実現しました。

また、REITの投資促進に向けて、個人投資家向けイベントの開催・参画、投資物件を動画で紹介する専用ウェブサイトの運営、国内外の機関投資家への訪問・カンファレンス開催、英文開示サマリ情報の提供サービス等によるプロモーション活動を推進しました。

こうした取組の結果、REITの1日平均売買代金は過去最高の428億円となりました。

(iv)デリバティブ市場の拡大

㈱大阪取引所は、投資家の皆様に対して新たなリスクヘッジの手段を提供すべく、2015年5月に日経225Weeklyオプションを上場しました。

また、2016年7月予定の次期J-GATE稼働時に導入する新商品(東証マザーズ指数先物、JPX日経インデックス400オプション等)や取引時間の延長等の取引制度の変更内容を公表する等、稼働に向けた準備作業を本格化しました。

営業・プロモーション面では、流動性確保のため、マーケットメイカーの獲得や海外でのセミナー開催やイベントへの参加、新規投資家誘致プログラム等による積極的な海外投資家開拓のほか、新商品等の証券会社での取扱い開始に向けた営業を行いました。

②清算関連収益

23,140百万円

当連結会計年度の清算関連収益は、主要な清算対象である現物、デリバティブの売買が増加したことなどから、231億40百万円(前連結会計年度比15.2%増)となりました。

こうした中、㈱日本証券クリアリング機構は、「取引所ビジネス領域の拡大」の観点から、OTCデリバティブ清算ビジネスの競争力強化に向けた取組として、2015年9月に国債先物と円金利スワップに係るクロスマージンを導入するとともに、外貨建て金利スワップ取引の清算取扱いを開始しました。

また、海外の利用者の多様なクロスボーダー取引の取り込みを図るため、国際的な規制への対応を進め、2015年4月に欧州、9月に豪州、10月には米国の認証をそれぞれ取得しました。

3上場関連収益

13,250 1万円

当連結会計年度の上場関連収益は、新規・追加上場料が53億30百万円(前連結会計年度比11.9%増)、年間上場料が79億19百万円(同5.8%増)となり、合計で132億50百万円(同8.2%増)となりました。

こうした中、「新しい日本株市場の創造」の観点から、㈱東京証券取引所は、上場準備企業、証券会社及び監査法人等のIPO関係者に対するプロモーション活動や、上場準備企業の特性・ステージに応じたサポート活動を通じて、国内外の投資 魅力のある企業の上場を促進しました。

また、IPO後の企業に対して、ニーズに応じたステップアップのサポート等、総合的な成長支援への取組を行いました。その結果、当連結会計年度のIPO社数は、東証市場第一部・第二部20社(前期比3社増)、マザーズ57社(同1社増)、JASDAQ14社(同3社増)、TOKYO PRO Market4社(同1社減)となりました。上場会社数は、東証市場第一部・第二部2,492社(同71社増)、マザーズ225社(同12社増)、JASDAQ786社(同48社減)、TOKYO PRO Market14社(同3社増)となりました。

4情報関連収益

17,706 百万円

当連結会計年度の情報関連収益は、相場情報料が増加したことに加え、指数ビジネスに係る収益が増加したことなどから、177億6百万円(前連結会計年度比8.6%増)となりました。

「新しい日本株市場の創造」に係る取組として、㈱東京証券取引所は、JPX日経インデックス400の更なる普及・定着に努めたほか、サブインデックスとして、海外投資家のニーズに応えるべく、ドルヘッジ、ユーロヘッジ、ポンドヘッジ指数に加えて、スイスフランヘッジ指数の算出を2015年5月より開始するとともに、多様な投資家ニーズに対応した上場商品の品揃えを拡充すべく、レバレッジ型・インバース型指数の算出を2015年8月より開始しました。

こうした取組の結果、2016年3月末時点で、JPX日経インデックス400の関連金融商品としてETFが15本上場、公募投資信託が49本組成されています。

⑤アジア戦略

アジアにおけるビジネス機会の創造に向け、当連結会計年度において当社グループでは、以下のように、ミャンマーにおける取引所設立支援のほか、台湾との相互上場などの取組を行いました。

(i)ミャンマーにおける取引所設立支援

当社及び㈱大和総研は、ミャンマー連邦共和国財務省傘下の国営ミャンマー経済銀行とともにミャンマー初となる証券取引所である「ヤンゴン証券取引所」の開業を2015年12月に実現しました。2016年3月には、ヤンゴン証券取引所の上場第1号として、ミャンマーで不動産業等を手掛けるファースト・ミャンマー・インベストメント社の株式が上場し、取引を開始いたしました。

(ii)台湾とのETF・先物の相互上場

当社と台湾証券取引所は、TOPIX関連ETFの台湾証券取引所への上場と、台湾加権指数ライセンスの㈱大阪取引所への付与に係る契約を2015年9月に締結し、「TOPIXレバレッジ(2倍)ETF」、「TOPIXインバース(-1倍)ETF」及び「TOPIX ETF」の台湾証券取引所への上場を実現したほか、台湾加権指数先物の大阪取引所上場については、2016年7月に予定している次期J-GATE稼働時に導入することといたしました。

また、当社と台湾先物取引所は、JPXの主要な株価指数であるTOPIXを対象にした先物取引を台湾の投資家に提供することに合意し、台湾先物取引所は、2015年12月に台湾ドル建てTOPIX先物取引を上場いたしました。

(iii)ベトナムに対する制度構築支援

当社グループは、ベトナムにおけるデリバティブCCP (Central Counterparty) 制度構築支援を2014年8月より開始し、当初予定どおり、2016年2月に支援を完了しました。

(iv)プロボンド市場を通じた資金供給

㈱東京証券取引所は、アジア企業を中心にプロボンド発行拡大を目指し、具体的な起債案件発掘のため、国内外の証券会社等と連携した発行体向け活動を強化しました。当連結会計年度において、アジア発行体については、3社のプログラム上場及び4件の債券発行がありました。

⑥マーケットインフラの利便性・信頼性の一層の向上のための取組

当社グループは、我が国金融資本市場の基幹インフラとして、マーケットインフラの利便性・信頼性の一層の向上のため、 以下の取組を行ってまいりました。

(i)変化に即した自主規制機能の発揮

新規公開会社の経営者が関与する不適切な取引の発覚や上場直後における大幅な業績予想の下方修正の発生など、新規公開に対する株主・投資者の信頼を損ないかねない事例が散見されたことを受け、当社グループは、2015年3月に「最近の新規公開を巡る問題と対応について」を公表し、上場審査の強化、上場時に公表される業績予想に係る前提条件やその根拠の適切な開示の要請及び上場時期の集中緩和の要請等の対応を図りました。

また、上場会社における不祥事対応の中には、一部に、原因究明や再発防止策が不十分であるケース、調査体制に十分な客観性や中立性が備わっていないケース、情報開示が迅速かつ的確に行われていないケースなどが見受けられたことから、日本取引所自主規制法人は、不祥事に直面した上場会社に強く期待される対応や行動に関する原則として、「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」を2016年2月に公表しました。

その他、日本取引所自主規制法人は、arrowheadのリニューアルや高速取引の進展を踏まえた取引参加者らへの重点考査やアルゴリズムを用いた不公正取引など市場環境の変化に対応した売買審査業務等に取り組みました。

(ii)政策提言・情報発信の強化

日本株市場の成長・発展へ望ましい金融・証券税制の実現に向けた要望として、インフラファンド税制改善に関する要望を日本証券業協会を通じて提出し、実現しました。また、東京市場の国際金融センター化に向けて、「東京国際金融センター推進に関する懇談会」等を通じて提言を行いました。

②営業費用 50,925_{百万円}

当連結会計年度の営業費用は、人件費が164億37百万円、システム維持・運営費が94億80百万円、減価償却費及び償却費が99億73百万円となったこと等から509億25百万円(前連結会計年度比3.7%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

売買システムや清算システムへの設備投資など、全体で約130億円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

2. 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

当社グループ

区分		IFRS				
		2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期		
営業収益	百万円	113,846	106,167	114,776		
税引前利益	百万円	54,786	54,887	67,774		
親会社の所有者に帰属する当期利益	百万円	33,304	34,427	44,877		
基本的1株当たり当期利益	円	60.66	62.70	81.74		
	百万円	17,479,946	27,746,771	29,546,776		
親会社の所有者に帰属する持分	百万円	207,101	235,611	257,194		
1株当たり親会社所有者帰属持分	円	377.19	429.11	468.43		

区分		日本基準		
		2013年3月期	2014年3月期	
営業収益	百万円	71,708	116,251	
営業利益	百万円	19,555	51,120	
経常利益	百万円	21,631	52,801	
当期純利益	百万円	10,941	29,835	
1株当たり当期純利益	円	32.30	54.34	
総資産	百万円	1,276,386	1,403,713	
	百万円	179,077	202,018	
1株当たり純資産	円	321.51	357.60	

(営業収益の内訳)

区分 -		IFRS				
		2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期		
取引関連収益	百万円	54,155	48,698	52,471		
清算関連収益	百万円	20,334	20,092	23,140		
上場関連収益	百万円	12,308	12,249	13,250		
情報関連収益	百万円	16,116	16,311	17,706		
	百万円	10,931	8,815	8,208		
	百万円	113,846	106,167	114,776		

区分		日本基準		
		2013年3月期	2014年3月期	
取引関連収益	百万円	29,868	54,155	
清算関連収益	百万円	10,916	20,334	
上場関連収益	百万円	9,216	12,308	
情報関連収益	百万円	12,828	16,116	
 その他	百万円	8,879	13,336	
 合計	百万円	71,708	116,251	

- ※1 2015年3月期より、会社計算規則第120条第1項の規定によりIFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。なお、2014年3月期については、2015年3月期の比較情報としてIFRSに準拠した諸数値を記載しております。
- ※2 当社は、2013年1月1日付で㈱東京証券取引所グループと㈱大阪証券取引所の経営統合により発足しました。2013年3月期については、企業結合に関する会計基準等に基づき、㈱東京証券取引所グループの連結計算書類を引き継いだため、㈱東京証券取引所グループの2012年4月1日から2012年12月31日までの連結業績に、2013年1月1日から2013年3月31日までの当社の連結業績を合算したものとなります。
- ※3 当社は、2013年10月1日付で普通株式1株につき5株、2015年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、1株 当たり当期純利益、1株当たり純資産、基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分については、2013年3月期の期首に当該 株式分割が行われたと仮定して算出しております。
- ※4 営業収益の内訳において、比較を容易にするために過年度の区分についても2016年3月期の区分科目名を使用しております。

(ご参考) 当社

区分		2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期
営業収益	百万円	18,643	12,248	33,102	35,072
営業利益	百万円	5,612	7,068	27,287	29,724
経常利益	百万円	6,358	8,444	28,747	31,309
当期純利益	百万円	3,637	7,380	27,728	30,275
1株当たり当期純利益	円	10.73	13.44	50.50	55.14
総資産	百万円	193,658	165,956	215,218	230,071
純資産	百万円	83,714	81,221	102,104	110,107
1株当たり純資産	円	152.47	147.93	185.96	200.54

^{※1} 当社は、2013年1月1日付で㈱東京証券取引所グループと㈱大阪証券取引所の経営統合により発足しました。2013年3月期については、企業結合に関する会計基準等に基づき、㈱大阪証券取引所の2012年4月1日から2012年12月31日までの業績に、2013年1月1日から2013年3月31日までの当社の業績を合算したものとなります。

^{※2} 当社は、2013年10月1日付で普通株式1株につき5株、2015年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、2013年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権所有割合 (間接所有)	主な事業内容
㈱東京証券取引所	東京都中央区	11,500百万円	100.0%	市場運営業務
㈱大阪取引所	大阪市中央区	4,723	100.0	市場運営業務
日本取引所自主規制法人	東京都中央区	3,000 (注)1	100.0	自主規制業務
㈱日本証券クリアリング機構	東京都中央区	8,950	(注)2	金融商品債務引受業務
(株)東証システムサービス	東京都中央区	100	100.0 (注) 3 (100.0)	システム開発等

- (注) 1. 基本金の額を記載しております。
 - 2. A種類株式:99.2%、B種類株式:100.0%、C種類株式:58.2%、D種類株式:52.9%
 - 3. ㈱東証システムサービスは、2016年3月に㈱証券保管振替機構が保有していた㈱東証システムサービスの普通株式(400株)を取得しました。 その結果、㈱東証システムサービスは当社の100%子会社となりました。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	当事業年度末日における 特定完全子会社の株式の帳簿価額
㈱東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号	97,884百万円

(注) 当事業年度末日における当社の資産総額は、230,071百万円であります。

4. 対処すべき課題

当社グループは、その「企業理念」において、「公共性及び信頼性の確保、利便性、効率性及び透明性の高い市場基盤の構築並びに創造的かつ魅力的なサービスの提供により、市場の持続的な発展を図り、豊かな社会の実現に貢献」するとの方針を掲げています。

当社グループの運営する現物市場の売買代金及びデリバティブ市場の取引高は、グローバルな経済環境や市況の動向によって大きく影響を受ける傾向がありますので、「市場の持続的な発展」を実現するには、国内外の市場利用者から支持される質の高いサービスの提供に努めることに加え、短期的に外部環境が悪化した場合でも安定的な市場運営を可能とするだけの十分な財務基盤を確保するために、相対的に高い成長性が見込まれる事業分野への積極的な投資を通じて、事業ポートフォリオの充実を図っていく必要があります。

そこで、当社グループでは、2016年3月に策定した「第二次中期経営計画(2016年度~2018年度)」において、「統合の成功を基礎に市場の持続的な発展に向けた投資を強化」するとの基本方針を定め、事業部門間の連携・相互補完により市場基盤やサービスの質的向上などの取組を強化しつつ、新たなビジネスへの積極的な進出を図ることを通じて、「現物市場ビジネス」、「デリバティブ市場ビジネス」及び「周辺ビジネス」のバランスがとれた事業ポートフォリオを有する姿の実現を中長期的に目指してまいります。

また、当社グループは、財務の安全性と株主還元のバランスをとりつつ、積極的な成長投資に伴う収益・利益の拡大及び 安定性向上を図ることを資本政策の基本方針としております。当社グループは、こうした方針のもと、市況により大きく変 動する当社ROE*について、資本効率を意識した経営を行うことにより、市況変動にかかわらず資本コストを上回る10%を 中長期的に実現することを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

* 2008年度~2012年度(統合前の合算値)の平均ROEは5%程度、2013年度~2015年度(第一次中期経営計画期間)の平均ROEは16%程度



第二次中期経営計画の概要

第二次中期経営計画(2016年度~2018年度)のもとで、当社グループは次の課題に取り組んでまいります。

(1) 投資者の多様な投資ニーズの充足と中長期的な資産形成の活性化

我が国では、生産年齢人口の減少や超高齢社会の到来を背景に、分散投資による中長期的な資産形成を活性化していく 観点から、個人投資者の金融リテラシーの向上と機関投資家の資産運用の高度化・多様化の必要性が高まっています。ま た、当社グループの運営する市場における価格形成の円滑性・公正性を維持し、その持続的な発展を図るうえでは、多様 な投資判断を有する投資者の市場参加を促していくことが重要です。

そこで、当社グループでは、投資未経験の若年層に対する情報提供・啓発活動の強化のほか、投資者の多様なニーズに 合致した投資商品の上場、機関投資家に対する営業・プロモーション体制の拡充、新指数の開発による日本株の新たな投 資魅力の提示などに取り組みます。

さらに、デリバティブ市場については、金利関係デリバティブ商品の拡充に加えて、投資者によるデリバティブ取引の活用促進に取り組みます。また、総合取引所化の可能性についても継続的に検討してまいります。

(2) 上場会社の価値向上の支援

コーポレートガバナンスの実効性向上のため、上場会社の取組の進展を内外の投資家に積極的に情報発信するとともに、JPX日経インデックス400の活用や上場会社と機関投資家との円滑な対話に向けた環境整備等を図ります。また、成長分野へのリスクマネーの円滑な供給を通じて、我が国経済の持続的な成長を実現する観点から、IPOの裾野の拡大に加えて、ベンチャーエコシステムの改善に向けた環境整備などに取り組みます。また、債券発行・流通市場について、その育成を推進してまいります。

(3) 市場基盤の強化

当社グループが運営する市場の公共インフラとしての重要性を踏まえ、引き続き、その安定的かつ円滑な運営を図るとともに、その競争力を維持するため、利便性、効率性及び透明性の向上に努めていく必要があります。

そこで、清算・決済サービスに係るリスク管理の高度化や利用者の利便性向上を図るとともに、決済リスク削減に向けた決済期間の短縮化にも対応してまいります。また、最新の知見を踏まえた事業継続計画 (BCP) の抜本的な見直しに着手するほか、サイバーセキュリティの強化を実施いたします。さらに、次世代の売買システムの検討に着手します。新しい取引手法の実態を的確に把握し、売買審査やシステムリスク考査の強化を図ります。

(4) 取引所ビジネスの拡大

中長期的に当社グループの財務の安定性を向上する観点から、OTCデリバティブ取引に係る清算対象の拡大その他の市場インフラを活用した新たなビジネス領域への進出を推進します。また、国際的な金融規制の強化や新たな金融・IT技術(フィンテック)の発展により、既存のビジネス環境が大きく変化する可能性を見据えつつ、取引所ビジネスの要素技術の開発や実証研究を進めるほか、M&Aの実施に備えた社内環境の整備や創造的な組織風土の醸成、海外事業展開の積極化に向けた組織体制の拡充を図るとともに、規制環境の変化等に係る調査及び政策提言等の意見発信の強化を行います。

5. 主要な事業内容 (2016年3月31日現在)

当社は、金融商品取引法に基づく金融商品取引所持株会社としての認可を受け、傘下の子会社である㈱東京証券取引所、 ㈱大阪取引所、日本取引所自主規制法人の経営管理等を行う株式会社です。当社グループは、㈱東京証券取引所及び㈱大阪 取引所が開設する取引所金融商品市場の開設・運営を主要な事業としております。

6. 主要な営業所 (2016年3月31日現在)

当社

本店東京都中央区

子会社

(株)東京証券取引所 東京都中央区 (株)大阪取引所 東京都中央区

(株)大阪取引所 大阪市中央区 日本取引所自主規制法人 東京都中央区

(株)日本証券クリアリング機構 東京都中央区

(株) (株)東証システムサービス 東京都中央区

7. 使用人の状況 (2016年3月31日現在)

当社グループ

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,088名	43名減	42歳 4か月	16年 4か月

⁽注) 使用人数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む)であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む)は含んでおりません。

8. 主要な借入先の状況 (2016年3月31日現在)

借入先	借入金の種類	借入金残高
㈱七十七銀行	短期借入金	9,000百万円
株三菱東京UFJ銀行	 短期借入金	13,500百万円
機三菱東京UFJ銀行	 長期借入金	10,000百万円

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

2005年12月8日に発生したみずほ証券㈱によるジェイコム㈱株式の誤発注事件に関して、みずほ証券㈱から提起されておりました、㈱東京証券取引所に対する41,578百万円の損害賠償請求事件について、2013年7月24日、東京高等裁判所より、㈱東京証券取引所に賠償金(10,712百万円及び遅延損害金)の支払いを命ずる第一審判決の一部を変更するとともに、同判決に基づく強制執行を免れるために㈱東京証券取引所が支払った13,213百万円と本判決による認容額12,870百万円との差額342百万円を㈱東京証券取引所に返還することをみずほ証券㈱に命ずる旨の控訴審判決が言い渡されました。当判決を不服として、最高裁判所に対し、みずほ証券㈱が上告の提起及び上告受理の申立てを、㈱東京証券取引所が附帯上告の提起及び附帯上告受理の申立てを行っておりましたが、2015年9月3日、上告及び附帯上告を棄却する旨並びに本件を上告審として受理しない旨の決定がなされました。

これにより、2013年7月24日に東京高等裁判所において言い渡された、㈱東京証券取引所が、みずほ証券㈱に対して10,712百万円及びこれに対する年5%の割合による遅延損害金の合計12,870百万円を支払う旨の控訴審判決が確定し、本訴訟は終了しております。

Ⅱ 株式に関する事項 (2016年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

2,180,000,000株

(注) 2015年10月1日付にて実施した株式分割(1株を2株に分割)に伴い、発行可能株式総数は1,090,000,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数

549,069,100株 (自己株式7,252株を含む)

(注) 2015年10月1日付にて実施した株式分割(1株を2株に分割)に伴い、発行済株式の総数は274,534,550株増加しております。

(3) 株主数

30,748名

(4) 大株主

順位	株主名	持株数	持株比率
1	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	22,060,218株	4.02%
2	日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口)	17,138,700	3.12
3	SMBCフレンド証券㈱	15,114,000	2.75
4	日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口)	13,793,900	2.51
5	MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	9,014,605	1.64
6	みずほ証券(株)	8,657,600	1.58
7	STATE STREET BANK WEST CLIENT — TREATY 505234	7,968,760	1.45
8	㈱三菱東京UFJ銀行	7,557,000	1.38
9	日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口7)	7,553,500	1.38
10	THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	7,125,300	1.30

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (7,252株) を控除して計算しております。
 - 2. 当社の所有者別株式保有状況は以下のとおりです。

金融機関130,131,800株(23.70%)、金融商品取引業者143,845,045株(26.20%)、その他の法人21,634,200株(3.94%)、外国法人等236,332,875株(43.04%)、個人その他17.117.928株(3.12%)

Ⅲ 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び執行役の状況 (2016年3月31日現在)

(1) 取締役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	津田廣喜	取締役会議長	
取締役兼 代表執行役 グループCEO	清田瞭	グループCEO (最高経営責任者) 指名委員(委員長) 報酬委員	(株)東京証券取引所取締役
取締役兼 執行役	宮原幸一郎		㈱東京証券取引所代表取締役社長
取締役兼 執行役	山 道 裕 己		㈱大阪取引所代表取締役社長
取締役	クリスティーナ・ アメージャン	監査委員	一橋大学大学院商学研究科教授 三菱重工業㈱社外取締役
取締役	奥 田 務	指名委員 報酬委員(委員長)	J. フロント リテイリング㈱相談役 ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役 ㈱毎日放送社外監査役
取締役	久保利 英 明	指名委員	日本取引所自主規制法人外部理事 弁護士 日比谷パーク法律事務所代表 ソニスクスト(線社外取締役 桐蔭法科大学院教授 農林中央金庫経営管理委員
取締役	友 永 道 子	監査委員(委員長)	京浜急行電鉄㈱社外監査役 日本電信電話㈱社外監査役
取締役	広瀬雅行	監査委員(常勤)	㈱東京証券取引所監査役 公益社団法人日本監査役協会会長
取締役	本 田 勝 彦	指名委員	日本たばこ産業㈱顧問 日本放送協会経営委員会委員
取締役	米 田 壯	監査委員	
取締役	チャールズ・ディトマース・ レイク二世	報酬委員	 アメリカンファミリー生命保険会社日本における代表者・会長 アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド取締役社長

- (注) 1. 取締役津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、奥田務氏、久保利英明氏、友永道子氏、本田勝彦氏、米田壯氏及びチャールズ・ディトマース・レイク二世氏は社外取締役であります。
 - 2. 取締役津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、奥田務氏、久保利英明氏、友永道子氏、本田勝彦氏、米田壯氏及びチャールズ・ディトマース・レイク二世氏は㈱東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。このうち、クリスティーナ・アメージャン氏、久保利英明氏、本田勝彦氏及び米田壯氏は、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 - 3. 社外取締役の兼職先には、当社が全額出資する日本取引所自主規制法人がありますが、その他の兼職先と当社との間には、特筆すべき資本・取引関係はありません。

- 4. 監査委員である取締役友永道子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5. 取締役津田廣喜氏は、2015年6月16日付で当社取締役会議長に就任しました。

取締役清田瞭氏は、2015年6月16日付で当社グループCEO(最高経営責任者)、指名委員(委員長)及び報酬委員に就任しました。また、同日付で㈱東京証券取引所の代表取締役社長から取締役に就任しました。

取締役宮原幸一郎氏は2015年6月16日付で㈱東京証券取引所の代表取締役社長に就任しました。

取締役クリスティーナ・アメージャン氏は、2015年6月16日付で当社監査委員に就任しました。

取締役友永道子氏は、2015年6月16日付で当社監査委員(委員長)に就任しました。また、2015年6月29日付で㈱東日本大震災事業者再生 支援機構社外監査役を退任しました。

取締役米田壯氏は、2015年6月16日付で当社監査委員に就任しました。

- 6. 当社は、日常的に監査環境の整備や社内情報の収集、内部統制システムの監視・検証を行い、その結果を他の監査委員と共有することで、監査委員会における審議の実効性を高めるため、4名の監査委員のうち、当社の業務全般にわたっての豊富な知識や経験を持つ取締役広瀬雅行氏を常勤監査委員として選定しております。
- 7. 取締役佐藤茂雄氏は2015年11月20日逝去により退任いたしました。佐藤茂雄氏の退任時の地位、担当、重要な兼職の状況は以下のとおりです。なお、兼職先と当社との間には、特筆すべき資本・取引関係はありません。

7 0 .0.03	NAME OF THE STATE OF	19±7 (CM.4. WINNIN	(10-05) 7 0- 2 7 0 0
	地位	担当	重要な兼職の状況
取締役	^Ф	報酬委員	京阪電気鉄道㈱最高顧問 ㈱朝日工業社社外監查役 大阪商工会議所会頭 朝日放送㈱社外監查役 田辺三菱製薬㈱社外取締役

(2)執行役

地位	氏名		担当	重要な兼職の状況
取締役兼 代表執行役 グループCEO	清田	瞭	グループCEO (最高経営責任者)	「(1) 取締役」参照
常務執行役	澁 谷 裕	以	C I O (最高情報責任者) I T企画担当	(株)東京証券取引所取締役常務執行役員 (株)大阪取引所常務執行役員
常務執行役	狩野芳	徳	I T企画担当	㈱大阪取引所取締役常務執行役員
常務執行役	岩永守	幸	CFO (最高財務責任者) 財務・IR担当	(株東京証券取引所常務執行役員 (株)日本証券クリアリング機構取締役 (株証券保管振替機構社外取締役
取締役兼執行役	宮原幸	一郎	㈱東京証券取引所 経営管理統括	「(1) 取締役」参照
取締役兼執行役	山 道 裕	己	㈱大阪取引所 経営管理統括	「(1) 取締役」参照
執行役	長谷川	勲	総務担当	(㈱東京証券取引所執行役員 (㈱大阪取引所執行役員
執行役	二木	聡	人事・広報担当	
執行役	平野	剛	総合企画担当	

(注)清田瞭氏は2015年6月16日付で当社代表執行役グループCEOに就任しました。

澁谷裕以氏は2015年6月16日付で当社常務執行役(CIO・IT企画担当)に就任しました。また、同日付で㈱東京証券取引所取締役常務執行役員及び㈱大阪取引所常務執行役員に就任しました。

岩永守幸氏は2015年6月16日付でCFO・財務担当に加え、IR担当に就任しました。

宮原幸一郎氏は2015年6月16日付で当社専務執行役を退任し、2015年11月25日付で当社執行役(㈱東京証券取引所経営管理統括)に就任しました。

山道裕己氏は2015年11月25日付で当社執行役(㈱大阪取引所経営管理統括)に就任しました。

二木聡氏は2015年6月16日付で当社執行役(人事・広報担当)に就任しました。

平野剛氏は2015年6月16日付で当社執行役(総合企画担当)に就任しました。

斉藤惇氏は2015年6月16日付で当社代表執行役グループCEOを退任しました。

米田道生氏は2015年6月16日付で当社代表執行役グループCOOを退任しました。

鈴木義伯氏及び山澤光太郎氏は2015年6月16日付で当社専務執行役を退任しました。

36

(ご参考) 2016	年4月1日の執行後	との状況及び選任理由	
地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
	清田瞭	グループCEO (最高経営責任者)	「(1) 取締役」参照
取締役兼 代表執行役 グループCEO	<選任理由> 清田瞭氏は、証券会社	土での業務を通じた証券市場に	関する豊富な経験と高い見識を有しており、2013
	年間にわたり現物市 経営を担っておりま	場を牽引し、2015年からは当	ペレートガバナンス・コードの施行を推進する等2 社取締役兼代表執行役グループCEOとして当社 食や実績とCEOに求められる人材像に照らして最 いたしました。
	澁 谷 裕 以	C O (最高情報責任者) T企画担当	㈱東京証券取引所取締役常務執行役員 ㈱大阪取引所常務執行役員
常務執行役	画全般に関する業務 険商品に係る「抜本で 京海上ホールディン	を担当しました。同氏は、東京 牧革」プロジェクトを主導しま グス㈱で国内外のグループ会社	東京海上日動火災保険㈱)に入社後、システム企 海上日動火災保険㈱で基幹システムやすべての保 した。また、2010年から2013年にかけては、東 のIT戦略を支援しました。同氏の金融機関システ 映することができるため、常務執行役に選任いた
	狩 野 芳 徳	I T企画担当	㈱大阪取引所取締役常務執行役員
常務執行役	転籍し、金融システ は、同社及び当社グ ステム統合を推進し	ムに関する業務を担当しまし; ループでは取引所システム全般 ました。また、次期デリバティ わたっての豊富な知識や経験を	後、1988年にエヌ・ティ・ティ・データ通信㈱へた。2010年に㈱大阪証券取引所に入社してからに関する業務を担当し、当社の経営統合に伴うシブシステムの開発を推進しております。同氏の取当社の経営に反映することができるため、常務執
常務執行役	岩永守幸	CFO (最高財務責任者) 財務・IR・決済連携推進担	
			、その後同社及び当社グループでは経営企画・人
			業務を担当しました。同氏は、当社CFOとしてにおけるコストを適正化するとともに、決済担当
			国債清算機関との経営統合や情報サービス担当役 しました。同氏の取引所業務全般にわたっての豊
			るため、常務執行役に選任いたしました。

14.71		Invit	
地位 地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役兼執行役		引所業務全般にわたっての豊富な知識	「(1) 取締役」参照 として㈱大阪証券取引所との経営統合を推進 職や経験を当社の経営に反映することができ
取締役兼執行役	大阪証券取引所 (現 商品の上場や機関投	㈱大阪取引所)代表取締役社長として	「(1) 取締役」参照 する豊富な経験と高い見識を有しており、㈱ て、JPX日経インデックス400先物等の新ったりデリバティブ市場を牽引しました。こ 役に選任いたしました。
執行役	務・株式・デリバテ 役社長に就任いたし ープが提供する上場 算業務も手掛ける当 般を統括しています。	ィブ等に関する業務を担当し、2013 ました。㈱日本証券クリアリング機構 商品の売買に係るバリューチェーンの 社グループの中核子会社ですが、同E	機日本証券クリアリング機構代表取締役社長 が後同社及び当社グループでは経営企画・財 3年に㈱日本証券クリアリング機構代表取締構は、上場商品の清算業務を行い、当社グルの一角を担うほか、OTCデリバティブの清氏は、代表取締役社長として、同社の経営全に加えることにより、従来以上にグループ経
執行役	務・株式市場に関す 向上に関する施策を	る業務を担当しました。同氏は、株式	(㈱東京証券取引所執行役員 (㈱大阪取引所執行役員 (㈱大阪取引所執行役員 の後同社及び当社グループでは経営企画・総 式市場制度の整備に取り組み、市場の流動性 と般にわたっての豊富な知識や経験を当社の ました。
執行役	広報・システム・株 て、㈱大阪証券取引	式市場に関する業務を担当しました。	同社及び当社グループでは経営企画・財務・ 。同氏は、㈱東京証券取引所グループにおい 氏の取引所業務全般にわたっての豊富な知識 役に選任いたしました。

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況			
	平野 剛総	合企画担当				
	<選任理由>					
執行役	平野剛氏は、1989年に東	東京証券取引所に入所し、その	後同社及び当社グループでは経営企画・情報			
1711312	サービス・清算決済に関	する業務を担当しました。同氏	は、㈱日本証券クリアリング機構の設立及び			
			推進しました。同氏の取引所業務全般にわた			
	っての豊富な知識や経験	を当社の経営に反映することが	できるため、執行役に選任いたしました。			
	田端厚グ	ローバル戦略担当	㈱東京証券取引所執行役員 ㈱大阪取引所執行役員			
執行役	<選任理由>					
	田端厚氏は、1988年に東	京証券取引所に入所し、その後	6同社及び当社グループでは秘書・経営企画・			
	総務等に関する業務を担当しました。同氏は、㈱東京証券取引所グループで、CEO政策秘書とし					
	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *		氏の取引所業務全般にわたっての豊富な知識			
	や経験を当社の経営に反	映することができるため、執行	役に選任いたしました。			

2. 取締役及び執行役の報酬の内容の決定に関する方針

当社の役員報酬は基本報酬、賞与、自社株報酬で構成され、報酬委員会において決定します。

基本報酬は日々の業務遂行や経営への参画の対価として役位・職務内容に応じた額、賞与は単年度の業績向上に対するインセンティブとして、会社業績に応じて決定された賞与総額を各役員の基本報酬・貢献度に従って配分した額、また、自社株報酬は、中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして当社株式の購入に充てるもので、役位・職務内容に応じた額としています。

3. 取締役及び執行役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額	
取締役 (うち社外取締役)	12名 (10)	110百万円 (75)	
執行役	12	396	

- (注) 1. 取締役のうち執行役の兼務者5名及び社外取締役のうち日本取引所自主規制法人理事の兼務者1名については、取締役としての報酬は支払っていないため、支給人員に含めておりません。また、執行役のうち大阪取引所取締役の兼務者1名については、執行役としての報酬は支払っていないため、支給人員に含めておりません。
 - 2. 上記支給額には、2016年4月22日開催の報酬委員会において決議された役員賞与の額1億54百万円を含んでおります。
 - 3. 当事業年度において、別途、日本取引所自主規制法人から社外取締役に対し、総額10百万円の役員報酬が支払われております。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、奥田務氏、久保利英明氏、友永道子氏、本田勝彦氏、 米田壯氏及びチャールズ・ディトマース・レイク二世氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を 締結しております。また、2015年11月20日に退任した社外取締役佐藤茂雄氏との間で、同契約を締結しておりました。当 該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

5. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

	-		
地位	氏名		主な活動内容
取締役	津田廣喜	喜	取締役就任以降に開催された取締役会9回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適
以小印1文	净 山 	=	宜行っております。
取締役	クリスティーナ	•	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回、監査委員就任以降に開催された監査委
以前1又	アメージャン		員会9回のうち8回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
田口《立《几		747	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回、報酬委員会4回全て、指名委員会4回全
取締役	奥田和	務	てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
	力/241 苯 0	 明	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回、指名委員会4回全てに出席し、議案審議
取締役	久保利 英 明	7 7	に必要な発言を適宜行っております。
Tin 4. 文文/几	± 2 % -	 -	 当事業年度開催の取締役会11回のうち10回、監査委員会11回全てに出席し、議案審
取締役	友 永 道 🗄	旦 丁	議に必要な発言を適宜行っております。
日中を立る几		当事業年度開催の取締役会11回全て、指名委員会 締役 本 田 勝 彦	 当事業年度開催の取締役会11回全て、指名委員会4回全てに出席し、議案審議に必要
取締役	本 田 勝 八		な発言を適宜行っております。
Tin 4. 本 4. 几	4 М. ПП 4	41	取締役就任以降に開催された取締役会9回全て、監査委員就任以降に開催された監査
取締役	米田湯	壮	委員会9回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
日口 4 立 4 几	チャールズ・ディトマー	-ス・	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回、報酬委員会4回全てに出席し、議案審議
取締役	グレイクニ世		に必要な発言を適宜行っております。

⁽注) 2015年11月20日付で逝去により退任した取締役佐藤茂雄氏は、在任中に開催された取締役会4回のうち3回、報酬委員会2回全てに出席し、 議案審議に必要な発言を適宜行っておりました。

V 会計監査人に関する事項

1. 名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

有限責任監査法人トーマツに対する報酬等の額

	支払額
① 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	85百万円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として 支払うべき報酬等の合計額	85百万円
③ 上記②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	33百万円

(注) 当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前年度における 監査の状況、及び当年度の監査計画の内容について確認を行い、監査時間及び監査報酬の見積りの妥当性を検討した 結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び同条第4項の同意を行っております。

3. 非監査業務内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の実施に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。

5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

VI 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定事項の概要

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する社員に関する事項を定めるために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- ① 監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の職務を補助するものとし、監査委員会の指揮命令に服する。
- ② 監査委員会室に所属する計量は、室長1名を含む4名以上とする。

(2)当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会室に所属する社員の独立性を確保するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する 社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- ① 監査委員会室に所属する社員の採用、異動、人事考課、給与及び懲戒については、あらかじめ、監査委員会(監査委員会が特定の監査委員を指名した場合には、当該監査委員)の同意を得るものとする。
- ② 執行役及び社員は、監査委員会室に所属する社員の業務遂行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することのないよう留意するものとする。

(3)当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の監査委員会室に所属する社員に対する指示の実効性を確保するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- ① 監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の職務を補助するものとし、監査委員会の指揮命令に服する。
- ② 監査委員会室長は監査委員会の職務を補佐し、監査委員会監査の円滑な遂行のために監査委員会室に所属する他の社員を指揮して所管業務を統括する。

(4)次に掲げる体制その他の当社の監査委員会への報告に関する体制

① 当社の取締役(監査委員である取締役を除く。)、執行役及び使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の 監査委員会への報告に関する体制

監査委員会に対する報告体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- a. 取締役(監査委員である取締役を除く。)、執行役及び社員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員からその職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
- b. 執行役及び社員は、当社、当社の子会社又は関連会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を 発見したときは、その内容について直ちに監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告しなければならない。

② 当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者(以下この号において「子会社取締役等」という。)が当社の監査委員会に報告をするための体制

監査委員会に対する報告体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- a. 子会社取締役等又は当社の執行役及び社員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員から子会社に関する事項 について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
- b. 子会社取締役等又は当社の執行役及び社員は、子会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を 発見したときは、その内容について直ちに監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告しなければならない。

(5)前(4)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備するために、 社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- ① 監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告した者は、当社並びに執行役及び社員等から、当該報告をしたことを理由としたいかなる不利益も受けないものとする。
- ② 当社並びに執行役及び社員等は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告した者に対して、当該報告したことを理由としたいかなる不利益も加えてはならない。

(6)当社の監査委員の職務の執行(監査委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる 費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る 方針に関する事項

監査委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関して、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- ① 執行役及び社員は、監査委員又は監査委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査委員又は監査委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。
- ② 前号の規定は、着手金等の前払い、及び事後的に発生した費用等の償還その他の監査委員会の職務の執行に係る費用についても同様とする。

(7) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会による監査の実効性を確保するために、社内規則として、次の事項を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- ① 代表執行役は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員と定期的に会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、 当社を取り巻く重大なリスク、監査委員会監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ② 執行役及び社員は、監査委員会が指名した監査委員が、執行役会その他の重要な会議に出席して意見を述べ、又は説明を求めた場合には、誠実かつ適切に対応するものとする。

(8) 当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社内規則において定められた職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

コンプライアンス・プログラムを導入し、次の施策を実施する。

- ① 役員及び社員が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観を示した「企業行動憲章」や社員の具体的な行動規範を示した「行動規範をはじめ、コンプライアンスに関連した社内規則(情報管理に係るものを含む。)の制定及び遵守
- ② コンプライアンスに係る社内体制として、コンプライアンス責任者(CEO)、コンプライアンス担当役員(総務担当執行役)及びコンプライアンス関連業務事務局(総務部内)を設置
- ③ 公益通報制度として、コンプライアンス・ホットラインを設置し運用
- ④ 継続的な周知・教育活動として、コンプライアンス担当者との連絡会議の開催やイントラネットを利用したコンプライアンス関連の情報配信、e-ラーニングによる研修の実施

反社会的勢力の排除に向けて、「企業行動憲章」に基づき、次のとおり毅然たる対応を行う。

- ① 市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、一切の関係遮断に努める。
- ② 反社会的勢力による金融商品市場への介入を防止し、健全で公正な市場の構築に努める。

CEO及びCOO直轄の内部監査室を設置して内部監査を実施する。

(9) 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規則において明確化された情報セキュリティ対策基準において、執行役会議事録をはじめとした執行役の職務の執行に係る文書の保管等の取扱いについて規定し、適切に運用する。

(10) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、取締役、執行役及び社員それぞれが 自己の職務分掌及び権限に応じ、責任を持ってリスク管理を行うとの認識の下で業務を行うことを基本とする。

CEOを委員長とするリスク管理委員会を設置するとともに、「リスク管理方針」を制定し、当社及びその子会社からなる企業集団(以下「日本取引所グループ各社」という。)のリスクに関して、未然防止の観点からリスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を行うとともに、定期的にリスク管理委員会にその状況が報告される体制を整備する。また、リスクが顕在化した場合又はそのおそれが生じた場合にはリスク管理委員会が状況の総括的な把握、事態の早期解決のための対応等を行う。

特に、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者としての日本取引所グループ各社の責務の根幹であることを強く認識し、システムの安定的稼動に係るリスクについては、その開発及び運用体制において、開発手法の標準化や十分な稼動確認テストの実施、詳細な運用マニュアルの整備とその遵守、更には専門部署の設置による開発及び運用業務に係る品質管理の徹底など、必要十分な対応を図る。

そのうえで、万一の天災地変やテロ行為等により市場開設に係る業務の継続が困難となる状況については、「事業継続基本計画書」を策定し、関係者に対する影響を最小化し、一刻も早い業務の再開を行うために必要な体制、手順等を予め定めておくことにより、適切な対応を図る。

また、市場開設者である日本取引所グループ各社にとっての自主規制機能の重要性及び社会一般からの日本取引所グループ各社の自主規制機能に対する期待の大きさに鑑み、自主規制機能の適切な発揮に係るリスク(自主規制業務の遂行が不適切であった場合のレピュテーションリスクをはじめとした各種リスクをいう。)については、自主規制業務の独立性確保のための組織上の措置をはじめ、公正性確保のための施策を講じるとともに、積極的に経営資源を投入のうえ、詳細な業務マニュアルの整備とその遵守、教育研修の充実等による自主規制業務の質的向上を追求することにより、万全の対応を図る。

(11) 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度 化を図る。また、そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし意思決定手続きの機動性向上を図る。 経営層からのトップダウンと事業部門等からのボトムアップを適切に組み合わせながら中期経営計画及び年度予算を策定す るとともに、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図る。

(12) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社の子会社の取締役、執行役その他これらの者に相当する者(以下「子会社の取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づく各種報告を求める。

- ② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づきリスク管理状況に係る報告を 求めるとともに必要に応じて助言等を行う。
- ③ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 子会社に対し、経営管理契約又は「関係会社管理規則」に基づき、各社の位置付けや規模に応じた適切な子会社管理及 び支援等を行うことにより、日本取引所グループ各社における職務執行の効率化を図る。

④ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社に対し、継続的な周知・教育活動として、日本取引所グループ各社のコンプライアンス担当者との連絡会議の開催やコンプライアンス関連の情報配信を行う。

子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づき公益通報制度としてコンプライアンス・ホットラインの導入を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。

子会社に対し、経営管理契約又は「関係会社管理規則」に基づき、当社の内部監査室が内部監査を実施し又は子会社自らが内部監査を実施した内容につき報告を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。

⑤ その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 日本取引所グループ各社の役員及び社員が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観を示した「企業行動憲章」を制 定する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「業務の適正を確保するための体制」の整備とその適切な運用に努めており、CEO直轄の内部監査室において、執行部門から独立した立場から、当該基本方針に定める体制(監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制を除く。)が適切に整備・運用されているかを確認・評価(モニタリング)しております。当連結会計年度において実施しました主な取組みの概要は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制の運用状況

- ① 公益通報制度であるコンプライアンス・ホットラインを継続的に運用し、通報に対する適切な対応及び報告を行ったほか、役員及び社員が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値を示した「企業行動憲章」や社員の具体的な行動規範を示した行動規範をはじめ、コンプライアンスに関連した社内規則等の遵守に関する意識の向上及び周知徹底のため、関連資料のイントラネットへの掲載のほか、役員及び社員に対するコンプライアンス関連の情報配信やe-ラーニングによる研修等を実施しました。
- ② 反社会的勢力による東京証券取引所市場及び大阪取引所市場への介入を防止し、健全で公正な金融商品市場を構築するための取組みの一環として、警察庁及び警視庁との間で組織している「取引所市場における反社会的勢力排除対策連絡協議会」を2015年11月に開催し、最近の動向等について詳細な情報の共有と活発な意見交換を行いました。

(2)情報保存管理体制の運用状況

- ① 情報セキュリティ対策基準をはじめとした関連規則に則り、執行役会議事録など執行役の職務の執行状況に係る文書を適時・ 適切に作成し、また重要文書については、社内及び外部委託先において適切に保管しております。
- ② 情報漏えいや外部からの不正なアクセス等を防止するための取組みとして、関連規則の整備や事務手続等の策定のほか、システム上のセキュリティ対策等を継続的に行いました。また、役員及び社員に対する情報管理の重要性を周知徹底するため、e-ラーニングによる研修や不審メールを受け取った際の対応訓練を実施しました。

(3)損失危険管理体制の運用状況

- ① 各部門において、「リスク管理方針」に従い、未然防止の観点からリスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を継続的に 行いました。その整備・運用状況やグループ横断的なリスクの分析結果等については、CEOを委員長とするリスク管理委員 会において、四半期毎に協議を行いました。
- ② 市場の信頼性・安定性を維持していくためには、システムの安定稼動が必須要件であると認識しております。当社グループの 現物市場を担う株式売買システム (arrowhead) を2015年9月にリニューアルしましたが、標準化された開発手法や十分な各 種確認テストの実施、詳細な運用マニュアルの整備とその遵守、品質管理の徹底など必要な対応を確実に実施したことで、特 段の問題なくリニューアルを完了し、安定的な稼動を実現しております。
- ③ 万一の天災地変やテロ行為等により市場開設に係る業務の継続が困難となった場合、関係者に対する影響の最小化と、一刻も早い業務の再開を行うため、「事業継続基本計画書」に従った対応を取ることとしておりますが、本計画書に関して、より実効性を高めるべく、対応手順を見直しました。また、周知徹底を図るため、役員及び社員向けにe-ラーニングによる研修や緊急事態時を想定した安否確認訓練を行いました。

(4)効率的な職務執行体制の運用状況

- ① 各部門において、業務の内容に応じて適宜職務権限を委任し業務運営を行い、意思決定手続きの機動性を確保しております。
- ② 第一次中期経営計画(2013年度~2015年度)(2015年4月28日アップデート)の達成目標の実現に向けて、定期的に取締役会、執行役会等に業績・進捗状況を報告し、経営環境の変化等を踏まえた事業計画の見直しを行う等、適切な進捗管理を実施することを通じて、職務執行の効率化を図りました。

(5)グループ会社の管理体制の運用状況

- ① 当社の子会社の管理につきましては、経営管理契約に基づく経営管理の実施又は「関係会社管理規則」に基づき、財務状況に 関する資料やリスク管理状況等の各種報告を受けております。財務状況や業務執行状況について、継続的なモニタリングを実施し、必要に応じて助言等を行いました。
- ② 子会社に対して、当社の内部監査室が内部監査を実施し又は子会社自らが内部監査を実施した内容について報告を受けております。当該監査結果において、重大な不備は検出されておりません。

(6) 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制の運用状況

当社は、取締役会、執行役会、リスク管理委員会その他の重要会議への出席や、重要会議資料、りん議等の重要書類の閲覧、 内部監査室等との連携など、監査委員会の監査が実効的に行われることの確保に努めるとともに、「監査委員会への報告等に 関する規則」に基づき、職務執行に関する事項の各種報告の実施や監査費用の処理などについて、適切に行いました。

Ⅲ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、金融商品取引所グループとしての財務の健全性、清算機関としてのリスクへの備え、当社市場の競争力強化に向けた投資機会等を踏まえた内部留保の重要性に留意しつつ、業績に応じた配当を実施することを基本とし、具体的には、配当性向を60%程度とすることを目標とします。

なお、当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨定款に定めております。

皿 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針や買収防衛策については、特に定めておりません。

ただし、当社株式等の一定数以上の取得・保有については、次のような法律による規制があります。

関係条文抜粋

①金融商品取引法第103条の2第1項

何人も、株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の二十(その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この章において「保有基準割合」という。)以上の数の議決権(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。)を取得し、又は保有してはならない。ただし、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

②金融商品取引法第106条の14第1項

何人も、金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は商品取引所が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

③金融商品取引法第106条の17第1項

地方公共団体等は、第百六条の十四第一項の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けて、金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権 を取得し、又は保有することができる。

◎ 本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切捨て、比率その他については、四捨五入しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2016年3月31日現在)

 科 目	金額 科目		金額
資産		負債及び資本	
流動資産		負債	
現金及び現金同等物	66,547	流動負債	
		営業債務及びその他の債務	4,413
営業債権及びその他の債権 	10,096	借入金	22,500
清算引受資産	26,395,558	清算引受負債	26,395,558
清算参加者預託金特定資産	2,809,433	清算参加者預託金	2,809,433
	483	信認金	483
		取引参加者保証金	7,429
未収法人所得税 	5,055	未払法人所得税等	10,714
その他の金融資産	65,600	その他の流動負債	6,403
	1,163	流動負債合計 	29,256,937
		非流動負債	
流動資産合計 	29,353,939	借入金	10,000
非流動資産		退職給付に係る負債	7,352
 有形固定資産	6,025	その他の非流動負債	3,924
 のれん	67.374	繰延税金負債	5,650
		非流動負債合計	26,926
無形資産 	31,033	負債合計	29,283,864
退職給付に係る資産	3,626	資本	
持分法で会計処理されている投資	7,592	資本金	11,500
		資本剰余金	59,726
違約損失積立金特定資産 	27,948	自己株式	△9
その他の金融資産	38,639	その他の資本の構成要素	13,321
	5,854	利益剰余金	172,656
 繰延税金資産	4,741	親会社の所有者に帰属する持分合計	257,194
		非支配持分	5,717
非流動資産合計	192,836	資本合計	262,912
資産合計	29,546,776	負債及び資本合計	29,546,776

(単位:百万円)

連結損益計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで) (単位: 百万円)

	(单位:日月月
科目	金額
収益	
営業収益	114,776
その他の収益	2,137
収益計	116,914
費用	
営業費用	50,925
その他の費用	466
費用計	51,392
持分法による投資利益	749
営業利益	66,271
金融収益	1,540
金融費用	36
税引前利益	67,774
法人所得税費用	22,599
当期利益	45,175
当期利益の帰属	
 親会社の所有者	44,877
 非支配持分	297

連結持分変動計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

建元付刀支動計昇音 (2015年4月1日から2016年3月31日まで) (単位: 百万円)						
		親会社の『	所有者に帰属	属する持分		
				その他の資本	の構成要素	
	資 本 金	資本剰余金	自己株式	その他の包括利益を通じ て測定する金融資産の公 正 価 値 の 純 変 動	確定給付制度 の 再 測 定	
2015年4月1日時点の残高	11,500	59,726	△5	14,828	_	
当 期 利 益	_	_	-	_	_	
その他の包括利益(税引後)	-	-	-	△1,491	△1,484	
当期包括利益合計	_	_	_	△1,491	△1,484	
自己株式の取得	_	_	△3	_	_	
配 当 金 の 支 払	-	-	-	_	_	
支配喪失を伴わない子会社に対する 所 有 者 持 分 の 変 動	_	_	_	_	_	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	_	_	_	△15	1,484	
所有者との取引額合計	_	_	△3	△15	1,484	
2016年3月31日時点の残高	11,500	59,726	△9	13,321	_	
胡今社の花方老に但屋する性心						

	親会社の	所有者に帰属	する持分		
	その他の資本の構成要素	利益剰余金	合 計	非支配持分	資本合計
	合 計				
2015年4月1日時点の残高	14,828	149,562	235,611	5,954	241,565
当 期 利 益	_	44,877	44,877	297	45,175
その他の包括利益(税引後)	△2,975	-	△2,975	_	△2,975
当期包括利益合計	△2,975	44,877	41,902	297	42,199
自己株式の取得	-	-	△3	-	△3
配 当 金 の 支 払	_	△20,315	△20,315	△8	△20,324
支配喪失を伴わない子会社に対す る 所 有 者 持 分 の 変 動	_	_	_	△525	△525
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	1,468	△1,468	_	_	_
所有者との取引額合計	1,468	△21,784	△20,319	△534	△20,853
2016年3月31日時点の残高	13,321	172,656	257,194	5,717	262,912

連結計算書類の注記

- I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記
 - 1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社(以下、「当社グループ」という。)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下、「IFRS」という。)に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定によ

- り、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。
- 2. 新基準書の早期適用

当社グループはIFRS第9号「金融商品」(2010年10月改訂)を2013年4月1日より早期適用しております。

3. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

連結子会社名:㈱東京証券取引所、㈱大阪取引所、日本取引所自主規制法人、㈱日本証券クリアリング機構、㈱東証シ ステムサービス

4. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 3社

会社名:㈱証券保管振替機構、㈱ICJ、㈱東証コンピュータシステム

- 5. 会計方針に関する事項
 - (1) 金融資産の評価基準及び評価方法
 - 1金融資産
 - a. 当初認識及び測定

当社グループは、金融商品の契約条項の当事者となったときに、金融資産を認識します。

当社グループは、当初認識時の事実関係及び状況において、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類し、それ以外の場合には純損益を通じて公正価値で測定される金融資産へ分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産 が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の 日に生じる。

また、当社グループは当初認識時に、資本性金融商品への投資における公正価値の変動をその他の包括利益として認識するという取消不能の指定を行う場合があります。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類される場合を除き、公正価値に直接帰属する取引費用を加算した金額で当初測定しております。

b.事後測定

金融資産の当初認識後は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定される金融資産 実効金利法により測定しております。

ており、純損益として認識しておりません。

- (b) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産 公正価値で測定しており、その変動額を純損益として認識しております。
- (c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産 公正価値で測定しており、その変動額をその他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識を 中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合にはその他の包括利益から直接利益剰余金に振り替え

ただし、当該金融資産からの受取配当金については純損益として認識しております。

c.認識の中止

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

②償却原価で測定される金融資産の減損

IAS第39号に基づき、各連結会計年度末日に償却原価で測定される金融資産について、減損の客観的証拠の有無を評価しております。減損の客観的証拠には、債務者の重大な財政状態の悪化、元利の支払いに対する債務不履行や延滞、破産等を含んでおります。

償却原価で測定される金融資産の減損の証拠を、個別の資産ごとに検討するとともに全体としても検討しております。重要な金融資産は、個別に減損を評価しております。重要な金融資産のうち個別に減損する必要がないものについては、発生しているが未特定となっている減損の有無の評価を全体として実施しております。

減損が発生しているという客観的証拠が存在する場合、減損損失は、当該資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定しております。

減損が認識された償却原価で測定される金融資産の帳簿価額は、貸倒引当金を通じて減額され、減損損失を計上しており、将来の回収を現実的に見込めず、すべての担保が実現又は当社グループに移転されたときに、直接減額しております。減損認識後に生じた事象により、翌連結会計年度以降に減損損失の見積額が変動した場合には、過年度に計上した減損損失は貸倒引当金を用いて調整しております。

③清算引受資産及び清算引受負債

㈱日本証券クリアリング機構は、金融商品取引清算機関として、市場参加者が行った取引の債務を負担し、取引の当事者となることによって、清算対象に係る債権・債務を清算引受資産及び清算引受負債(以下、「清算引受資産・負債」という。)として計上し、決済の履行を保証しております。

金融商品取引所等における現物取引及び店頭市場における国債の売買取引については、決済日基準により清算引受資産・負債を当初認識すると同時に認識の中止を行っております。

先物取引については、取引日に清算引受資産・負債として当初認識を行い、その後は公正価値で測定し、その評価差額を損益として認識しております。さらに、同社は清算参加者との間において、当該損益を日々差金として受払いしていることから、その受払いをもって清算引受資産・負債の認識の中止を行っております。

オプション取引については取引日に、店頭市場における金利スワップ取引及びクレジット・デフォルト・スワップ取引については債務負担を実施した日において、それぞれ当初認識を行い、その後は公正価値で測定し、その評価差額を損益として認識しております。

国債店頭取引のうち現先取引及び現金担保付債券貸借取引については、取引開始日において当初認識を行い、その後は公正価値で測定しております。

認識した清算引受資産・負債については、金額を相殺する強制可能な法的権利を現在有しており、かつ純額で決済するか又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図を有している場合には相殺し、純額で連結財政状態計算書に計上しております。

また、清算引受資産・負債は、同額で認識されるため、公正価値の変動から発生する損益も同額となります。そのため、当該損益は消去され、連結損益計算書には計上されません。

- (2) 資産の減価償却及び償却の方法
 - ①有形固定資産

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積 耐用年数は以下のとおりです。

建物

2-50年

5年

・情報システム設備

②無形資産

各資産の償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目であるソフトウエアの見積耐用年数は5年です。

(3) 従業員退職後給付の会計処理

当社及び当社の一部の子会社は、確定給付型の制度として規約型の確定給付企業年金制度及び退職一時金制度、並び に確定拠出年金制度を導入しております。

①確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を使用して制度ごとに個別に算定しております。割引率は、各制度における給付支払見込日までの期間に応じた連結会計年度末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付負債(資産)は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値(必要な場合には、確定給付資産の上限、最低積立要件への調整を含む)を控除して算定しております。また、確定給付負債(資産)の純額に係る利息 純額は、営業費用として認識しております。

確定給付制度の再測定は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。また、過去勤務費用は、発生した期の純損益として認識しております。

なお、確定給付制度の積立超過を他の制度の債務を決済するために使用できる法的権限を有している場合を除いて、制度間の資産と負債は相殺しておりません。

②確定拠出年金制度

退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

(4) 収益の計 ト基準

収益は、受領する対価の公正価値で測定しております。

当社グループは、主として金融商品取引所事業を行っており、収益は、主に役務の提供に該当する取引関連収益、清算関連収益等から構成されております。

役務の提供に該当する取引については、以下の条件をすべて満たした場合、かつ取引の成果を信頼性をもって見積ることができる場合に、連結会計年度末日現在の取引の進捗度に応じて収益を認識しております。

- ・収益の金額を信頼性をもって測定できること
- ・取引に関する経済的便益が当社グループに流入する可能性が高いこと
- ・期末日における取引の進捗度を信頼性をもって測定できること
- ・取引に関して発生する費用と取引を完了するために要する費用を信頼性をもって測定できること また、役務の提供に関し信頼性をもって見積ることができない場合には、費用が回収可能と認められる部分について のみ収益を認識しております。

配当は、支払いを受ける株主の権利が確定したときに認識しております。

(5) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建取引は、取引日における直物為替相場により当社の機能通貨である日本円に換算しております。

各連結会計年度末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、連結会計年度末日の為替レートで換算しており、換算により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産から生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) のれんに関する事項

のれんの償却は行わず、各連結会計年度末日又は減損の兆候がある場合に減損テストを実施し、該当する場合は減損 損失を計上しております。なお、のれんの減損損失の戻入は行いません。

6. 会計上の見積りの変更

(㈱東京証券取引所及び㈱大阪取引所は、新システムの稼働に向けて、当連結会計年度において現行システムの耐用年数の見直しを行っております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、税引前利益はそれぞれ1,199百万円減少しております。

- Ⅱ.連結財政状態計算書に関する注記
 - 1. 資産から直接控除した貸倒引当金
 - (1) 営業債権及びその他の債権

10百万円

(2) その他の金融資産

130百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額(減損損失累計額を含む)

12.942百万円

3. 保証債務

従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証 1,774百万円

4. 金融商品取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債

清算参加者預託金は、清算参加者の決済不履行により㈱日本証券クリアリング機構が被る損失に備えるため、同社が清算参加者に預託を求めている担保(清算基金等の清算預託金、取引証拠金、当初証拠金及び変動証拠金)です。 信認金は、取引参加者の債務不履行により有価証券売買等の委託者等が被る損失に備えるため、㈱東京証券取引所及び㈱大阪取引所が取引参加者に預託を求めている担保です。

取引参加者保証金は、取引参加者の債務不履行により㈱東京証券取引所及び㈱大阪取引所が被る損失に備えるため、両社が取引参加者に預託を求めている担保です。

各担保は、金銭又は代用有価証券(各社の規則で認められたものに限る。)で預託され、このうち金銭による預託については、連結財政状態計算書の資産・負債に両建てで計上しております。

一方、代用有価証券で預託された担保については、連結財政状態計算書に計上しておりません。なお、各担保の代用有価証券の公正価値は以下のとおりです。

①清算参加者預託金代用有価証券

2.324.542百万円

②信認金代用有価証券

1,151百万円

③取引参加者保証金代用有価証券

2,635百万円

51 多加有休证本17. 用有侧证分 2,033日月

また、違約損失積立金は、清算業務に関して㈱日本証券クリアリング機構が被った損失を補填するための積立金です。

Ⅲ. 連結持分変動計算書に関する注記

- 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
- ------

普通株式 549.069.100株

配当に関する事項 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2015年5月13日取締役会	普通株式	8,785	32.00	2015年3月31日	2015年5月26日
2015年10月30日取締役会	普通株式	11,530	(注) 42.00	2015年9月30日	2015年12月1日

- (注) 1 株当たり配当額については、基準日が2015年9月30日であるため、2015年10月1日付の株式分割を考慮しておりません。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの(予定)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2016年5月17日取締役会	普通株式	15,922	利益剰余金	29.00	2016年3月31日	2016年5月31日

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を行う過程において、金融商品から生じる各種財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク等)に晒されておりますが、リスクを把握・分析し、適切な方法で統合的なリスク管理に取り組むことで、リスクの回避又は低減に努めております。

当社グループが認識している主要なリスクは、㈱日本証券クリアリング機構の清算業務から発生する信用リスク及び流動性リスクです。

同社は、市場参加者が行った取引の債務を負担することにより取得する債権である清算引受資産について、清算参加者の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに対しては、清算参加者に対する資格制度や担保制度等の体制を整備しています。また、同社は、清算参加者に決済不履行が生じた場合であっても、自ら資金不足をカバーし、決済を完了する必要があることから、清算引受負債について流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに対しては、資金決済銀行との間で流動性供給に関する契約を締結すること等により、十分な流動性を確保する体制を整備しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当社グループが保有する金融商品として、現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、清算引受資産、清算参加 者預託金特定資産、信認金特定資産、違約損失積立金特定資産、その他の金融資産、営業債務及びその他の債務、借入 金、清算引受負債、清算参加者預託金、信認金、取引参加者保証金があります。これらの帳簿価額は公正価値と一致又は 近似しております。

- V. 1株当たり情報に関する注記
 - 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分

468円43銭

2. 基本的1株当たり当期利益

81円74銭

(注) 2015年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合をもって分割しております。そのため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的1株当たり当期利益を算定しております。

VI. その他

係争事件

2005年12月8日に発生したみずほ証券㈱によるジェイコム㈱株式の誤発注事件に関して、みずほ証券㈱から提起されておりました、当社の連結子会社である㈱東京証券取引所に対する41,578百万円の損害賠償請求事件について、最高裁判所に対し、みずほ証券㈱が上告の提起及び上告受理の申立てを、㈱東京証券取引所が附帯上告の提起及び附帯上告受理の申立てを行っておりましたが、2015年9月3日、上告及び附帯上告を棄却する旨並びに本件を上告審として受理しない旨の決定がなされました。

これにより、2013年7月24日に東京高等裁判所において言い渡された、㈱東京証券取引所が、みずほ証券㈱に対して10,712百万円及びこれに対する年5%の割合による遅延損害金の合計12,870百万円を支払う旨の控訴審判決が確定し、本訴訟は終了しております。

なお、本件に伴う訴訟関連損失195百万円が連結損益計算書の「その他の費用」に含まれております。

計算書類

貸借対照表 (2016年3月31日現在)

科目	金額
資 産 の 部	
流動資産	62,608
現金及び預金	57,241
営業未収入金	8
前払費用	73
繰延税金資産	214
その他	5,071
固定資産	167,462
有形固定資産	29
建物	0
車両運搬具	20
工具、器具及び備品	7
無形固定資産	118
商標権	15
ソフトウエア	95
その他	7
投資その他の資産	167,314
投資有価証券	35,436
男係会社株式	118,273
関係会社出資金	3,000
 従業員長期貸付金	1
長期前払費用	0
 前払年金費用	10
違約損失積立金特定資産	10,580
その他	12
資産合計	230,071

	(単位:百万円)
科目	金額
負債の部	
流動負債	104,789
	114
短期借入金	22,500
関係会社短期借入金	81,200
未払金	19
未払費用	176
預り金	11
前受収益	41
賞与引当金	481
役員賞与引当金 	150
その他	94
固定負債	15,173
長期借入金	10,000
退職給付引当金	2
繰延税金負債	5,104
その他	66
負債合計	119,963
純 資 産 の 部	
株主資本	98,546
資本金	11,500
資本剰余金	23,903
	3,000
その他資本剰余金	20,903
利益剰余金	63,152
その他利益剰余金	63,152
別途積立金	5,302
繰越利益剰余金	57,850
自己株式	△9
評価・換算差額等	11,561
	11,501
その他有価証券評価差額金	11,561
その他有価証券評価差額金	11,561

損益計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

損益計算書 (2015年4月1日から2016年3)	月31日まで)	(単位:百万円)
科 目	金	額
営業収益		35,072
経営管理料	6,708	
関係会社受取配当金	28,354	
その他	10	
営業費用		5,347
営業利益		29,724
営業外収益		1,663
受取利息	46	
受取配当金	1,525	
その他	91	
営業外費用		78
支払利息	78	
経常利益		31,309
税引前当期純利益		31,309
法人税、住民税及び事業税	1,054	
法人税等調整額	△20	
当期純利益		30,275

株主資本等変動計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

怀工具华守	久 期。	并百	(2015年4月	11日から20)16年3月3	1日まで)		(当	单位:百万円)
		1	株	主				<u>z</u>	
		資 2	下 剰 ≾	金金	利 益	剰	金金		
					その他利	益剰余金			株主資本
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	11,500	3,000	20,903	23,903	5,302	47,889	53,192	△5	88,589
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△20,315	△20,315	-	△20,315
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△3	△3
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	30,275	30,275	-	30,275
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	9,960	9,960	△3	9,956
当 期 末 残 高	11,500	3,000	20,903	23,903	5,302	57,850	63,152	△9	98,546

				評価・換	純	資	産	合	計	
				その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	अन्त	貝	圧	_	ā1
当 期	首	残	高	13,514	13,514				10	2,104
当 期	変	動	額							
剰	金	の配	当	-	-				△2	0,315
自己	, 株 式	の取	得	-	-					△3
当	期 純	利	益	-	-				3	0,275
株主貨期 変	資本以外 動額	の項目((純 額	の当 頃)	△1,953	△1,953				Δ	1,953
当 期	変 動	額合	計	△1,953	△1,953					8,003
当 期	末	残	高	11,561	11,561				11	0,107

計算書類の注記

- I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- ①満期保有目的の債券:償却原価法(定額法)
- ②子会社株式及び関連会社株式:移動平均法による原価法
- ③その他有価証券

時価のあるもの:決算期末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理 し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの:移動平均法による原価法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づ く定額法を採用しております。

- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金
 - 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。
 - (2) 役員賞与引当金

取締役及び執行役に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上して おります。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業 年度末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式 基準によっております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により

- それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、その他有価証券は決算期末日前1ヶ月の 平均為替相場により円換算しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 63百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く) 短期金銭債権 8百万円 短期金銭債務 92百万円

3. 損失補償等

当社は、清算業務に関して㈱日本証券クリアリング機構が被った損失を補填するための積立金として、違約損失積立金特定資産を資産勘定に計上しております。

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益35,062百万円営業費用3,078百万円営業取引以外の取引による取引高163百万円

Ⅳ、株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 7,252株

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等であります。

(単位:百万円)

VI. 関連当事者との取引に関する注記 子会社

	\ I					(+111	, U/J/ J/	
種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高	
			経営		経営管理料の受取 (注1)	3,762	-	_
	㈱東京証券取引所	(所有) 直接	経営管理 社員の出向	出向負担金の支払 (注2)	2,082	未払費用	87	
	(柳朱尔証分取)[7]	100.0%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入	62,000	関係会社 短期借入金	62,000	
子会社					30	未払費用	6	
	日本取引所自主規 制法人	(所有) 直接 100.0%	経営管理 資金の借入	資金の借入	5,700	関係会社 短期借入金	5,700	
	<u> </u>	(所有) 阪取引所 直接 100.0%	経営管理 社員の出向 資金の借入 役員の兼任	出向負担金の支払 (注2)	652	未払費用	0	
	(M) C XP XN (M)			資金の借入	13,500	関係会社 短期借入金	13,500	

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 経営管理料については、グループ会社の経営管理に係る費用を勘案して決定しております。
- (注2) 出向負担金の支払額については、当社への出向者の人件費を勘案して決定しております。
- Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記
 - 1. 1株当たり純資産額

200円54銭

2. 1株当たり当期純利益 55円14銭

(注3) 資金の借入利率については、市場金利等を勘案して決定しております。

(注) 2015年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合をもって分割しております。そのため、当 事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しておりま す。

監査報告書

■連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社 日本取引所グループ 取締役会御中

2016年5月11日

有限責任監査法人 トーマッ

指定有限責任社員 公認会計士 宮 坂 泰 行 ⑩

指定有限責任社員 公認会計士 藤 本 貴 子 ⑩

指定有限責任社員 公認会計士 石 川 航 史 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本取引所グループの2015年4月1日から2016年3月3 1日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第 120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算 書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当 監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算 書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求 めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社日本取引所グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

■計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社 日本取引所グループ 取締役会御中

2016年5月11日

有限責任監査法人 トーマッ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 宮 坂 泰 行 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤 本 貴 子 ⑪

指定有限責任社員 公認会計士 石 川 航 史 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本取引所グループの2015年4月1日から2016年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

■ 監 査 委 員 会 の 監 査 報 告

監查報告書

当監査委員会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの第15期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の構築及び運用の状況について監視及び検証するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 監査委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧するなど、監査委員会が定めた監査委員会監査規則に準拠して、業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動 計算書)及びその附属明細書並びに連結計算書類(会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項 目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書及び連結持分変動計算書)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は決令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及 び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月13日

株式会社日本取引所グループ 監査委員会

監査委員 友 永 道 子 即

監査委員(常勤) 広瀬雅行 印

<u>監査委員</u> クリスティーナ・ 印 ア メ ー ジ ャ ン

(注) 監査委員友永道子、クリスティーナ・アメージャン及び米田壯は、会社法第 2 条第 15 号及び第 400 条第 3 項に規定する社外取締役であります。

IRウェブページ及びメール配信サービスのご案内

株主・投資家の皆様に、当社の決算やIRイベントの情報をはじめ、より詳細な当社の情報をご案内するため、当社ウェブサイト上に「株主・投資家情報(IR)」ページを開設しております。また、IRメール配信サービスにご登録いただきますと、IR関連の最新情報を電子メールでお届けいたします。

http://www.jpx.co.jp/ JPX 検索

当社ホームページから ①「JPXについて」→ ②「株主・投資家情報 (IR)」の順にクリック

当社ホームページ



株主・投資家情報(IR)ページ



メーモ

メ モ	

株主総会会場ご案内図-

会 場

ロイヤルパークホテル3階 ロイヤルホール

東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目1番1号 TEL(03)3667-1111(代表)

開催日時

2016年6月21日 (火曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)

交通機関 のご案内 東京メトロ 半蔵門線 「水天宮前」駅下車 4番出口直結

東京メトロ 日比谷線 「人形町」駅下車 A1出口より徒歩約7分

都営地下鉄 浅 草 線 「人形町」駅下車 A3出口より徒歩約9分

最寄り駅から会場までのアクセス



お願い 駐車場はご利用いただけません。公共交通機関をご利用ください。



